# 第2期 網走市 子ども・子育て支援事業計画 【第1部】

令和2年度~令和6年度

令和2年3月網走市

## ーはじめに-

次世代を担う子どもたちが生まれ育つことは、社会全体の願いであ り、その子どもたちは「家族の宝」であり、「地域の宝」、「社会の 宝」となります。

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立され、市町村に

「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、網走市におきましても、平成27年度から5年間を期間とする第1期「網走市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、取り組みを推進してきたところであります。

しかしながら、本格的な人口減少・少子高齢化が進み、女性の社会進出や働き方の変化など、子育てを取り巻く環境が大きく変化するとともに、子育てに対する不安・悩み・孤立感を抱えている家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。

このような子育てを取り巻く現状と今後の課題等を踏まえ、「網走市子ども・子育て会議」において熱心にご議論いただき、令和2年度から5年間を期間とする第2期「網走市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画書は、「人口減少社会への挑戦」をテーマとした施策を進めるための大きな柱となるものであり、網走市総合計画の基本目標を踏まえるとともに、第1期「網走市子ども・子育て支援事業計画」の理念を引き継ぎ、「親も子も 地域とともに育つまち あばしり」を基本理念として、子どもが健やかに育ち、子育て世代の皆さまが安心して子どもを生み育てられる地域作りを目指すものです。

おわりになりますが、計画の策定にあたりご尽力いただきました「網走市子ども・子育て会議」 の皆様はじめ、「計画策定のためのニーズ調査」にご協力いただきました市民の皆様に心からお礼 申し上げます。

令和2年3月

網走市長 水 谷 洋 一

## 第1部 目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1額	ういては、計画策定の目的	2
第2額	<sup>作</sup> 計画の位置づけ	2
第3額	↑ 計画の期間	3
第4節	節 子ども・子育て支援法と制度変更の概要	3
1	子ども子育て支援法でのサービスの類型	4
2	施設型給付	5
3	地域型保育給付	5
4	施設等利用給付	6
5	地域子ども・子育て支援事業	6
6	幼保連携型認定こども園の制度改正	7
7	幼児教育·保育無償化	8
第2章	網走市の子どもと子育て家庭の現状と課題	9
第1額	う 人口や世帯、就業状況等	10
1	総人口と総世帯の状況	
2	年齢3区分人口の推移	11
3	人口動態と婚姻・離婚	12
4	世帯類型等の推移	13
5	女性の就業状況	14
6	配偶関係の状況	15
第2額	第 ニーズ調査からみた網走市の子育て環境について	16
1	子育てしやすいまちづくりについて	16
2	保護者の就労状況について	19
第3額	6 保育サービスなどの状況	20
1	保育所・認定こども園・幼稚園	20
2	子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)	23
3	児童館・児童センター・放課後児童クラブ	24
4	子育てサポートセンター(ファミリー・サポート・センター事業)	24
5	妊婦健康診査	25
6	こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)	25
7	こども発達支援センター	25
第3章	計画の基本的な考え方	27
第1額	節 計画の基本理念	28
第2額	6 子どもの人口の見通し	29
第3額	↑ 教育・保育提供区域の設定	29

第4節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	30
第5節 基本目標	30
第6節 施策の体系	31
第4章 分野別施策の展開	33
基本目標1 地域における子育ての支援	34
基本施策1 地域における子育て支援サービスの充実	34
基本施策2 教育・保育サービスの充実	38
基本施策3 子育て支援ネットワークの充実	42
基本施策4 児童の健全育成	43
基本施策5 地域力の活用	49
基本目標2 母と子の健康の確保及び増進	51
基本施策1 子どもや母親の健康確保	51
基本施策2 「食育」の推進	59
基本施策3 思春期保健対策の充実	63
基本施策4 小児医療の充実	65
基本目標3 子どもの教育環境の整備	67
基本施策1 次代の親の育成	67
基本施策2 学校の教育環境等の整備	68
基本施策3 家庭や地域の教育力の向上	74
基本施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	77
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	78
基本施策1 子育てにやさしい生活環境の整備	78
基本施策2 安全・安心まちづくりの推進	80
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進	85
基本施策1 子どもと子育てについての意識改革の推進	85
基本目標6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	86
基本施策1 児童虐待防止対策の充実	86
基本施策2 ひとり親家庭への支援	87
基本施策3 障がい・発達に凸凹のある子どもへの支援	89
基本施策4 困難な状況にある子どもへの支援	93
基本施策5 子どもの貧困対策	95
第5章 計画の推進	97
第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携	98
1 連携による施策の推進	98
2 庁内における推進体制の充実	98
3 役割分担	98
第2節 計画の進行管理	99

資料編		101
第1	節 子ども・子育て会議委員・事務局名簿	102
1	網走市子ども・子育て会議委員名簿	102
2	網走市子ども・子育て会議事務局名簿	103
第2	節 計画策定の経過	104
∕ 笙り	部(分冊) 目次>	
\ <i>\</i> 77_		
第6章	子ども・子育て支援サービスの需要量と確保方策	
第1	節 需要量の算出方法	2
1	算出項目	2
2	算出方法	3
3	需要量の算出イメージ	3
第2節	節 教育・保育給付の需要量と確保方策	4
第3節	節 地域子ども・子育て支援事業の需要量と確保方策	6
1	利用者支援事業	6
2	子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)	6
3	妊婦健康診查	7
4	こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)	7
5	養育支援訪問事業等	7
6	子育て短期支援事業	8
7	子育てサポートセンター(子育て援助活動支援事業)	8
8	一時預かり事業	9
9	延長保育事業	9
10	) 病児保育事業	10
11	放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	10
12	2 実費徴収に係る補足給付を行う事業	11
13	3 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	11



## 第1節 計画策定の目的

平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づき、これまで個別に行われてきた幼少期の教育、保育、子育て支援を総合的に推進することが目指され、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す制度です。

網走市では、平成27年3月に「第1期網走市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和元年度までを計画期間として、すべての子どもと家庭を対象とした総合的な子育て支援を推進してきました。

また、「網走市総合計画」(計画期間:平成30年度~令和9年度)では、保健・医療・福祉分野においては「一人ひとりを大切にするやさしいまち」、教育分野においては「豊かなひとを育むまち」を目指しています。

本計画は、本市の子ども・子育て支援サービスの需要量の見込みや確保方策等をきめ細かく計画するとともに、住民や教育・保育従事者、地域、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにすることを目的としています。

#### 第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、各年度の「子どものための教育・保育給付」の需要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込み、それらの提供体制確保策を定めます。

また、本計画は、網走市総合計画を上位計画とし、網走市健康づくりプラン3、網走市障がい者福祉計画(障がい児福祉計画)・網走市障がい福祉計画、網走市学校教育計画等の関連計画と整合を図りながら進めていくものです。

なお、本市においては、市町村における子育て支援施策が、子ども・子育て支援関連3法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、次世代育成支援行動計画(後期計画)で掲げた各分野における施策の方向性をふまえ、本計画で位置づけます。

## 第3節 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、令和2(2020)年度から、令和6(2024)年度までを計画期間とします。

平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
【第1期】							【第2期】		
網走市子ども・子育て支援事業計画				計画	網走	市子ども	・子育て	支援事業	計画
		中間見直し		第2期計画策定			中間見直し		第3期計画策定

## 第4節 子ども・子育て支援法と制度変更の概要

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の3法(以下「子ども・子育て関連3法」とする)に基き、子育て支援のあり方はいくつかの点で大きく変わりました。

これまでは、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき、施策を推進してきましたが、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。

「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことを基本理念として掲げられています。このような基本理念のもと、新制度では、子ども・子育て支援に関して、基礎的自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化されています。したがって、本計画に基づき、市町村は、それぞれの地域の特性や課題に即して、より柔軟に制度運営・サービス提供を行っていけるようになった半面、介護保険制度の「要介護認定」に準じた「保育の必要性の認定」の制度が導入され、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、責任も強化されています。

子ども・子育て関連3法の主なポイント

- ●質の高い幼児期の学校教育、保育の「総合的な」提供
- ●保育の「量的」拡大・確保
- ●「地域の」子ども・子育て支援の充実

#### 1 子ども子育て支援法でのサービスの類型

「子ども・子育て支援法」のサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2区分となります。また、「子ども・子育て支援給付」は、主に「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」に分かれます。

<子ども・子育て支援法におけるサービスの類型>

給付の区分			事業名		
			公立幼稚園		
			新制度への移行を選択する私立幼稚園		
			公立認可保育所		
		施設型給付	幼保連携型認定こども園		
			幼稚園型認定こども園		
	子どものための		保育所型認定こども園		
	教育•保育給付		地方裁量型認定こども園		
子ども・子育 て支援給付		地域型保育給	小規模保育		
		付(市町村が	家庭的保育		
		認可)	居宅訪問型保育		
			事業所内保育		
			幼稚園(従来型)		
	子育てのための 施設等利用給付	施設等利用給付	特別支援学校		
			預かり保育事業		
			認可外保育施設等		
			利用者支援事業		
			地域子育て支援拠点事業		
			妊婦健康診査		
			乳児家庭全戸訪問事業		
			養育支援訪問事業等		
			子育て短期支援事業		
地域子ども・子育て支援事業		<b>等業</b>	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)		
			一時預かり事業		
			延長保育事業		
			病児保育事業		
			放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)		
			実費徴収に係る補足給付を行う事業		
			多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		

<sup>※「</sup>子どものための現金給付」として支給する「児童手当」も、子ども・子育て支援法の適用となります。

#### 2 施設型給付

「子ども・子育て支援法」では、幼稚園、認可保育所、認定こども園は、「教育・保育施設」と称され、そのうち、同法による施設型給付を行うための市町村による「確認」を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。したがって、公立幼稚園、認可保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援法の「特定教育・保育施設」に移行しています。「施設型給付」とは、「特定教育・保育施設」で行う教育・保育のことで、これに要する費用は法定代理受領が基本となり、保護者が支払う使用料・利用者負担金は、国が定める「公定価格」から、「施設型給付費」を差し引いた額となります(市町村が利用者の所得に応じて定める応能負担)。

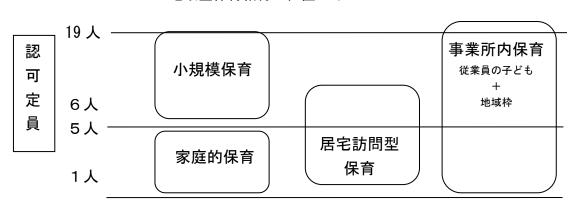
私立幼稚園は、従来からの私学助成・幼稚園就園奨励費補助による制度か、「子ども・子育て支援法」の「施設型給付」の利用かを法人が選択することになります。この場合、利用者の負担金は、従来制度の場合は「自由価格」で、「施設型給付」の場合は、上記同様、市町村が利用者の所得に応じて定める応能負担となります。

なお、新制度に移行していない幼稚園は、令和元年 10 月実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに創設された施設等利用給付の対象となっています。

#### 3 地域型保育給付

利用定員6人以上19人以下の①「小規模保育」、利用定員5人以下の②「家庭的保育」、子どもの居宅で保育する③「居宅訪問型保育」、従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもに保育を提供する④「事業所内保育」は、地域型保育給付として、市町村が条例に基づき事業所を「認可」し、「施設型給付」と同様に、保育の必要性の認定を受けた子どもに保育を提供します。

従来の定員 20 人以上の私立の認可外保育施設は、事業所内保育施設を除き、 地域型保育事業の対象外となり、認可保育所に移行していくことになります。



地域型保育給付の位置づけ

#### 4 施設等利用給付

令和元年 10 月に実施された幼児教育・保育の無償化に伴い設けられた給付制度で、特定教育・保育施設ではない幼稚園(施設型給付費に係る施設として確認を受けずに従来通り運営を行う幼稚園)や特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等を利用する場合は、子育てのための施設等利用給付の対象となります。

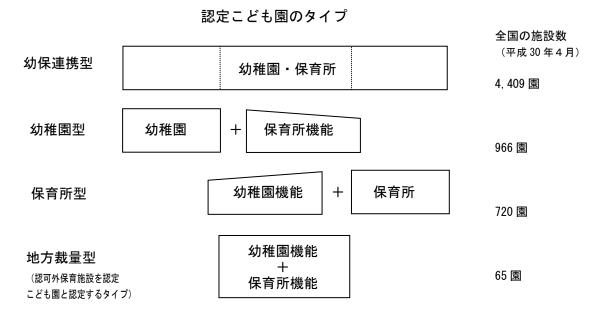
#### 5 地域子ども・子育て支援事業

「地域子ども・子育て支援事業」は 13 事業あり、そのうち 10 の事業が既存の事業で、「利用者支援事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」が新制度への移行時に新規に導入されました。

なお、「地域子ども・子育て支援事業」の1つである「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」は、児童福祉法の改正で、6年生までに対象学年が拡大されたほか、市町村が条例で設置・運営に関する基準を定め、指導・支援を強化していくことになっています。

#### 6 幼保連携型認定こども園の制度改正

「認定こども園」は、教育と保育を一体的に提供し、地域における子育で支援を実施する機能を備える幼稚園や保育所を都道府県知事が国の指針と都道府県条例をもとに「認定」し、財政面などの特例措置を講ずるものです。このうち、「認定こども園法の一部改正法」により、「幼保連携型認定こども園」の制度改正が行われました。従来の認定こども園は、幼稚園部分は「学校教育法」に、保育所部分は「児童福祉法」に、認定こども園部分は「認定こども園法」に規定されるという、複雑なしくみとなっていましたが、改正によって、認可・指導監督や財政措置等が一本化されています。



従来制度・新制度における幼保連携型認定こども園の比較(私立の場合)

	従来の幼保連携型認定こども園	新制度における幼保連携型認定こども園
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法	認定こども園法
	【保育所部分】児童福祉法	
	【認定こども園部分】認定こども園法	
設置	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人
主体等	【保育所】設置主体制限なし	※幼稚園・保育所からの移行は任意。
	※幼稚園・保育所からの移行は任意。	
認可等	【幼稚園部分】都道府県知事	都道府県知事(教育委員会が一定の関与)
権者	【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長	※大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲
	【認定こども園の認定】都道府県知事(又は教育委員会)	
指導	【幼稚園部分】閉鎖命令	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
監督	【保育所部分】立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、認可の取消し	
	【認定こども園】認定の取消し	
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準
	【保育所部分】児童福祉施設最低基準	
財政	【幼稚園部分】私学助成(都道府県)	施設型給付(市町村)が基本
措置	幼稚園就園奨励費補助(市町村)	
	【保育所部分】保育所運営費負担金(市町村)	
利用者	【幼稚園部分】施設が自由に設定	市町村が設定(応能負担)
負担	【保育所部分】市町村の関与のもと、施設が設定(応能負担)	※一定の要件のもと、施設による上乗せ徴収が可能

#### 7 幼児教育・保育無償化

令和元年 10 月より開始した「幼児教育・保育無償化」は、市内の幼稚園、保育所、認定 こども園などに通う3歳から5歳児クラスの子どもたち、市民税非課税世帯の0歳から2歳 児クラスまでの子どもたちの保育料が無料になります。

幼児教育・保育無償化の概要については以下の通りです。

3~5歳	・保育所(園) (小規模保育施設含む)、幼稚園、認定こども園の利用料を無償化・幼稚園の預かり保育の利用料を無償化(上限 月 11,300円)※・認可外保育施設の利用料を無償化(上限 月 37,000円)※
0~2歳	・住民税非課税世帯に限り、保育所(園)、認定こども園の利用料を無償化 ・住民税非課税世帯に限り、認可外保育施設の利用料を無償化(上限 月 42,000 円) ※

<sup>※</sup> 無償化の適用には、就労等の保育認定が必要になります。



## 第1節 人口や世帯、就業状況等

#### 1 総人口と総世帯の状況

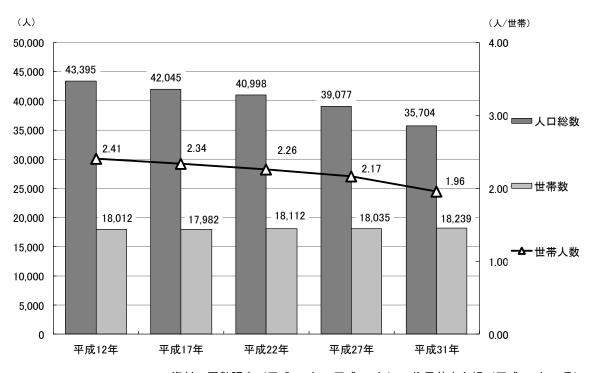
住民基本台帳では、本市の人口は平成31年1月現在35,704人で、世帯数は18,239世帯、一世帯当たりの人口は1.96人となっています。

国勢調査の最新データは平成 27 年 10 月 1 日現在となり、本市の人口は 39,077 人で、世帯は 18,035 世帯、一世帯当たりの人口は 2.17 人となっています。

人口の推移をみると、平成12年から減少が続いています。世帯数については、 平成7年以降、増減を繰り返しながらも緩やかに増加傾向が続いていますが、そ の一方で、世帯の少人数化が進んでいます。

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 31 年
人口総数	43, 395	42, 045	40, 998	39, 077	35, 704
男性	21, 787	21, 204	20, 981	19, 819	17, 499
女性	21, 608	20, 841	20, 017	19, 258	18, 205
世帯数	18, 012	17, 982	18, 112	18, 035	18, 239
世帯人数	2. 41	2. 34	2. 26	2. 17	1. 96

人口と世帯数の推移



資料: 国勢調査(平成 12 年~平成 27 年)、住民基本台帳(平成 31 年 1 月)

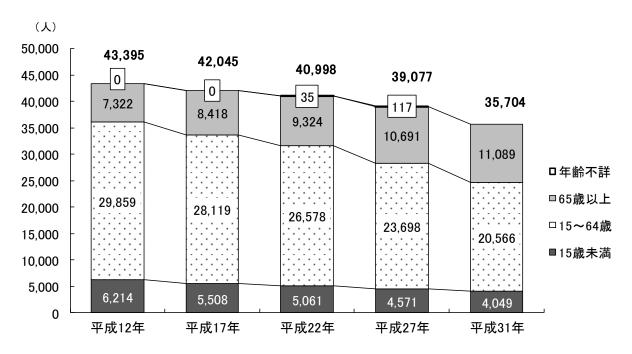
#### 2 年齢3区分人口の推移

平成31年の15歳未満の年少人口は4,049人で、年少人口比率は11.3%である一方、65歳以上の高齢者人口は11,089人で、高齢者人口比率は31.1%となっています。

年齢3区分の人口割合の推移をみると、15歳未満人口割合は平成12年に14.3%でしたが、平成31年には11.3%へと減少しています。15~64歳人口割合も68.8%から57.6%へ減少しています。一方、65歳以上人口割合については、16.9%から31.1%へと大きく増加しており、少子高齢化が進んでいます。

	平成 12 年	平成 17年	平成 22 年	平成 27 年	平成 31 年
総人口	43,395	42,045	40,998	39,077	35,704
15 歳未満	6,214	5,508	5,061	4,571	4,049
割合	14.3%	13.1%	12.3%	11.7%	11.3%
15~64 歳	29,859	28,119	26,578	23,698	20,566
割合	68.8%	66.9%	64.8%	60.6%	57.6%
65 歳以上	7,322	8,418	9,324	10,691	11,089
割合	16.9%	20.0%	22.7%	27.4%	31.1%
年齡不詳	0	0	35	117	
割合	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	

年齢3区分人口構成の推移



資料: 国勢調査(平成 12 年~平成 27 年)、住民基本台帳(平成 31 年 1 月)

※平成22年以降の「年齢不詳」は国勢調査が全件封入による回収になったことにより、 追跡調査できず生じたものです。

#### 3 人口動態と婚姻・離婚

平成 26 年から平成 30 年までの人口動態について、自然動態は、平成 26 年から継続して死亡が出生を上回る自然減が続いています。社会動態についても、平成 26 年から一貫して社会減の年が続き、自然動態と社会動態を加算した人口動態は、人口減が続いています。

婚姻件数、離婚件数については、年によりばらつきがみられます。

人口動態の推移

				人			
	自然動態		社会動態			人口増減	
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減	八口垣鸠
平成 26 年	241	430	△189	1,886	2,204	△318	△507
平成 27 年	278	393	△115	1,840	2,149	△309	△424
平成 28 年	246	422	△176	1,855	2,141	△286	△462
平成 29 年	253	488	△235	1,649	2,026	△377	△612
平成 30 年	230	450	△220	1,642	2,058	△416	△636

※「職権」による増減は除いています。資料:住民基本台帳(各年1月1日)

婚姻件数・離婚件数の推移

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
婚姻件数	189	164	181	175	164
離婚件数	79	77	76	72	71

資料:網走市「平成30年版網走市統計書」各年10月末現在

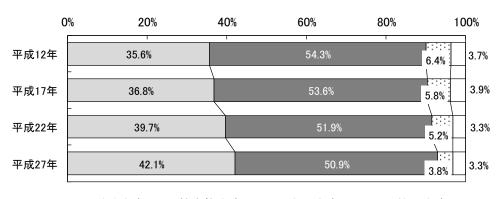
#### 4 世帯類型等の推移

国勢調査によると、平成27年の世帯数の合計は17,984世帯で、単独世帯7,571世帯(約42%)、核家族世帯が9,153世帯(約51%)などと図表の通りで、単独世帯の割合が高まっています。また、核家族世帯の中では、「夫婦のみの世帯」は平成22年からは微減、「夫婦と未婚の子のみの世帯」は平成12年から一貫して減少、「ひとり親と未婚の子のみの世帯」は平成12年から一貫して増加となっています。

18 歳未満の親族のいる世帯数は、平成 27 年では 3,202 世帯、全世帯の 17.8%で、世帯数、構成比ともに減少傾向が続いています。

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
単独世帯	6,410	6,596	7,163	7,571
核家族世帯	9,773	9,614	9,368	9,153
夫婦のみの世帯	3,957	4,130	4,169	4,147
夫婦と 未婚の子のみの世帯	4,679	4,204	3,852	3,583
ひとり親と 未婚の子のみの世帯	1,137	1,280	1,347	1,423
三世代世帯	1,143	1,040	942	675
その他の世帯	661	697	591	585
合計	17,987	17,947	18,064	17,984

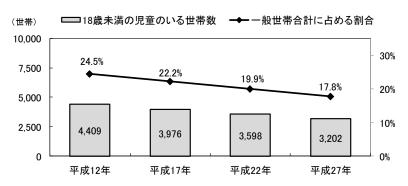
世帯類型等の推移



□単独世帯 ■核家族世帯 □三世代世帯 □その他の世帯

資料:国勢調査

#### 18歳未満の児童のいる世帯数の推移

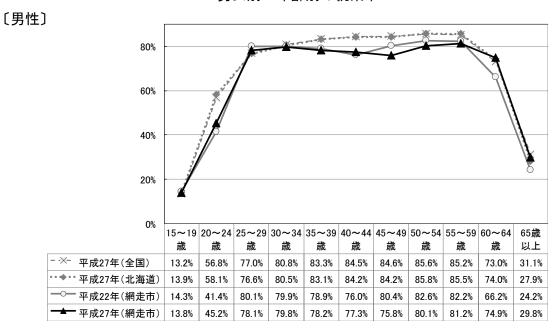


資料:国勢調査

#### 5 女性の就業状況

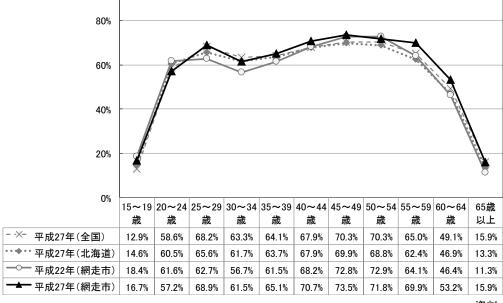
本市の、平成22年と平成27年の男女別・年齢別の就業率を出産・子育て期を中心に比較すると、20~30代では、男性の就業率はほぼ横ばいとなっており、40代後半が下がっています。一方で、女性の就業率は、25~44歳の女性の就業率は上がっています。

また、平成27年度について、本市と全国とを比較すると、男性の20代前半と30~40代では全国平均より低く、女性は20代後半、30代後半~40代では全国平均より高い割合となっています。



男女別・年齢別の就業率

〔女性〕



資料:国勢調査

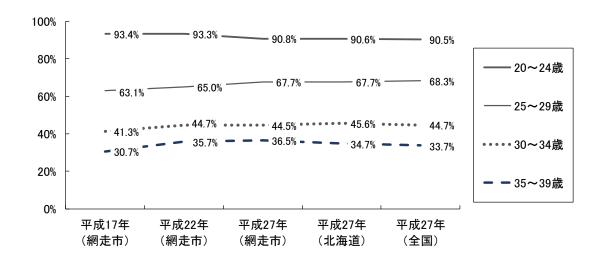
#### 6 配偶関係の状況

未婚率を平成 17年から平成 27年まで比較すると、男性については、20代後半と 30代後半で上がる傾向が見られます。女性については、20代後半と 30代前半で上がる傾向にあります。

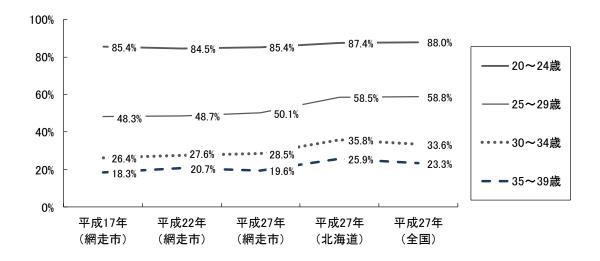
平成27年について、本市を北海道、全国と比較すると、男性は30代後半で北海道、全国よりも未婚率が高く、女性はすべての年齢層で北海道、全国より未婚率は低くなっています。

#### 未婚率の推移

#### 〔男性〕



#### 〔女性〕



資料:国勢調査

## 第2節 ニーズ調査からみた網走市の子育て環境について

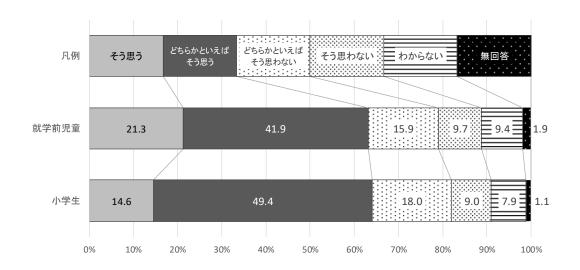
本計画策定の基礎資料とするため、平成30年12月に、市内の小学3年生以下のお子さんのいる1,000世帯を対象に、郵送によるアンケート調査を実施しました。回収数は409世帯分(回収率40.9%)で、主な結果は下記のとおりです。

#### 1 子育てしやすいまちづくりについて

網走市は子育てしやすいまちだと思うかについては、「そう思う」は就学前児童の保護者で21.3%、小学生の保護者で14.6%、「どちらかというとそう思う」は同様に41.9%と49.4%となっています。「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の2つを合わせると、それぞれ63.1%と64.0%となり、半数以上の人が肯定的な評価をしています。

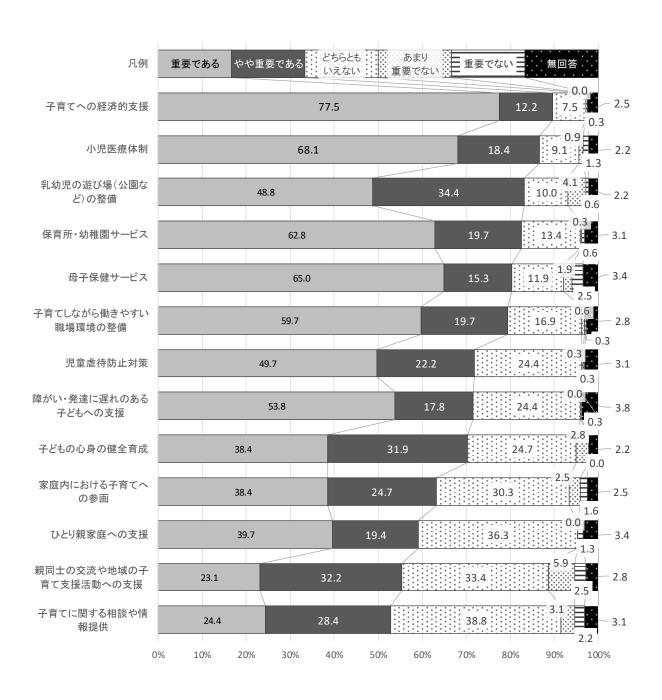
一方で、「そう思わない」は就学前児童の保護者で9.7%、小学生の保護者で9.0%、「どちらかといえばそう思わない」は同様に15.9%と18.0%となっています。「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の2つを合わせると、それぞれ25.6%、27.0%となり、否定的な評価は肯定的評価の半分以下となっています。

#### 網走市は子育てしやすいまちだと思うか



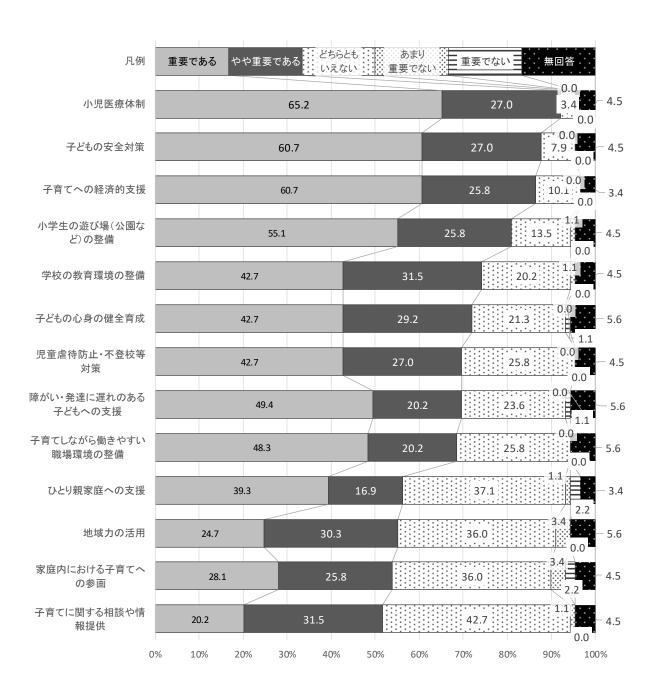
一方、今後子育てしやすいまちづくりで取り組む重要度を尋ね、「重要である」と「やや重要である」を合計した重要度の高いとされた取組の順に並べたところ、最も重要度が高いのは、就学前児童の保護者では、「子育てへの経済的支援」で89.7%、次いで「小児医療体制」で86.5%、「乳幼児の遊び場(公園など)の整備」83.2%と続いています。

#### 【就学前児童】今後の子育てしやすいまちづくりで重要な取組



小学生の保護者では、「小児医療体制」が最も高く 92.2%、次いで「子どもの安全対策」87.7%、「子育てへの経済的支援」86.5%と続きます。

【小学生】今後の子育てしやすいまちづくりで重要な取組

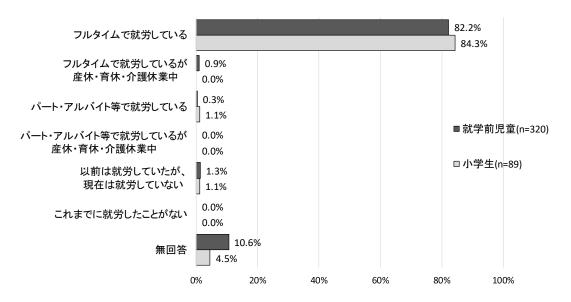


#### 2 保護者の就労状況について

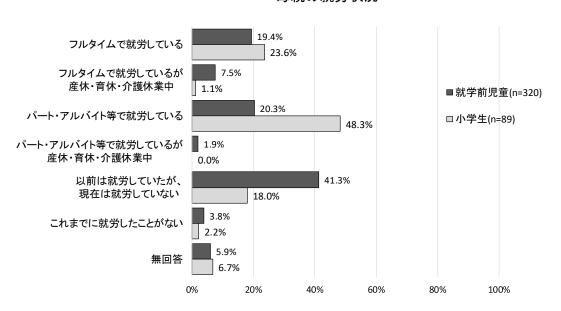
父親の就労状況は、「フルタイムで就労している」が就学前児童の保護者と小学生の保護者いずれでも8割を超えています。一方で、母親の就労状況は、就学前児童の保護者では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が最も多く41.3%、小学生の保護者では「パート・アルバイト等で就労している」が最も多く48.3%となっています。

これらのことから、父親は主に仕事に専念し、母親は育児と家事に多く責任を持つという役割分担が継続していることがわかります。また、母親については、子どもが就学前のときは仕事よりも子育てに専念し、子どもが小学校に入ると仕事に再び就く人が多いことがわかります。

#### 父親の就労状況



#### 母親の就労状況



## 第3節 保育サービスなどの状況

#### 1 保育所・認定こども園・幼稚園

#### (1) 認可保育所

認可保育所は、平成30年度まで公立3園、私立1園でしたが、公立2園を1園に統合し私立保育園に、また私立1園は認定こども園に移行しました。平成31年4月現在、公立が1園、私立が1園あり、児童数は直近の平成31年では191人となっています。

開所時間は、いずれも7時半から18時半までで、土曜日の保育、障がい児保育を実施しています。また、私立の1園では、19時までの延長保育、一時保育、休日保育を実施しています。

認可保育所の施設数・定員・児童数の推移

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
	公立	3	3	3	3	1
施設数(か所)	私立	1	1	1	1	1
	計	4	4	4	4	2
	公立	200	200	200	200	72
定員(人)	私立	60	60	60	60	120
	計	260	260	260	260	192
	計	231	222	219	226	191
	〇歳	6	10	12	14	11
	1歳	29	28	30	27	23
児童数(人)	2歳	52	38	35	51	28
	3歳	52	54	40	39	39
	4歳	44	50	54	40	37
	5歳	48	42	48	55	32

※各年4月1日現在

施設別の認可保育所の定員及び児童数

区分	保育所名	定員(人)	平成 31 年 児童数(人)
公立	ひまわり保育園	72	50
私立	いせの里保育園	120	141
合計		192	191

※4月1日現在

#### (2)認定こども園

認定こども園は、平成30年度まで私立2園でしたが、平成31年4月に私立 幼稚園1園が認定こども園に移行し、3園となりました。児童数は直近の平成 31年では3園で428人となっています。

開所時間は、3園ともに7時半から18時半となっており、土曜日の保育、障がい児保育を実施しています。このうち2園では、19時までの延長保育を実施し、また2園で一時保育を実施しています。

認定こども園の施設数・定員数・児童数の推移

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
	公立	0	0	0	0	0
施設数(か所)	私立	2	2	2	2	3
	計	2	2	2	2	3
	公立	0	0	0	0	0
定員(人)	私立	332	332	332	332	512
	計	332	332	332	332	512
	計	312	323	317	301	428
	O歳	8	3	4	6	13
	1歳	13	14	14	10	29
児童数(人)	2歳	16	16	16	16	26
	3歳	79	82	97	79	124
	4歳	106	95	90	102	103
	5歳	90	113	96	88	133

施設別の認定こども園の定員及び児童数

区分	認定こども園名	定員(人)	平成 31 年 児童数 (人)
私立	認定こども園つくし	192	170
私立	認定こども園藤幼稚園	140	131
私立	認定こども園しおみ	180	127
合計		512	424

#### (3)幼稚園

幼稚園は、平成30年度まで私立が4園ありましたが、1園が平成31年4月から認定こども園に移行し、平成31年4月現在私立が3園となっています。児童数は減少傾向にあります。

各幼稚園では、預かり保育(夏休みや冬休みなどの長期休業期間を含む)や、 未就園児教室など、それぞれに特色のある幼児教育を実施しています。

幼稚園の施設数・定員数・児童数の推移

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
施設数(か所)	私立計	4	4	4	4	3
定員数(人)	私立計	400	400	400	400	255
児童数(人)	私立計	360	363	329	289	182
	3歳	125	116	94	79	56
	4歳	120	129	118	103	55
	5歳	115	118	117	107	71

※各年4月1日現在

#### 施設別の幼稚園の定員及び児童数

区分	幼稚園名	定員(人)	平成 31 年 児童数(人)
	網走幼稚園	75	53
私立	網走若葉幼稚園	130	83
	桂幼稚園	50	46
合計		255	182

※4月1日現在

#### (4) へき地保育所

へき地保育所は、平成30年度まで公立が6園ありましたが、1園閉園し、平成31年4月現在、5園となっています。児童数は、年によって若干の上下はあるものの、基本的に減少傾向にあります。

<へき地保育所の施設数・入所児童数の推移>

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
施設数(か所)	公立計	6	6	6	6	5
	公立計	104	90	87	70	80
入所児童数	3歳	37	18	31	21	28
(人)	4歳	37	37	18	31	22
	5歳	30	35	38	18	30

※各年4月1日現在

<施設別のへき地保育所の児童数>

区分	幼稚園名	平成 31 年 児童数(人)				
	いずみ保育園	2				
	さんごそう保育園	24				
私立	藻琴保育園	28				
	はまなす保育園	16				
	浦士別保育園	10				
	合計	80				

※4月1日現在

#### (5) その他の保育施設

認可外保育施設は、私立が1施設あり、NPO法人が運営しています。 事業所内保育所は4施設となっています。

## 2 子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)

子育て支援センターは、市立ひまわり保育園に併設の「ひまわり」と「どんぐり」の2か所を設置し、育児相談、親子あそびの紹介、サークル支援、子育てに関する情報の提供等を行っています。

<地域子育て支援センターの利用人数の推移>

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
子育て支援センターひまわり	3,376	3,523	3,208	3,122
子育て支援センターどんぐり	9,550	9,655	8,642	7,333
合計	12,926	13,178	11,850	10,455

※各年4月の利用延べ人数

#### 3 児童館・児童センター・放課後児童クラブ

児童館・児童センターは市内に5施設設置しており、子どもたちの創作活動、 スポーツ活動、ゲーム・遊び、図書館文庫、幼児教室などの場を提供しています。 平日は 10 時半~18 時半、土曜日は8 時~18 時半、長期休暇中や学校振替休 日は8時~18時半まで開館しています。

また、各児童館・児童センターでは、学校から帰宅しても仕事などで自宅に保 護者のいない小学1年生から6年生までの児童を、下校時から 18 時半まで預か る放課後児童クラブを開設しています。土曜日及び長期休暇中も開設しており、 8時~18時半まで預かりをしています。

<放課後児童クラブの登録者数の推移>

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
西児童館	31	29	33	32	29
北児童館	38	50	59	54	
潮見児童センター	49	48	69	73	85
つくし児童センター	37	42	66	64	67
桂町児童センター	66	62	46	29	31
いせの里児童クラブ					56
合計	221	231	273	252	268

※各年4月末現在

## 4 子育てサポートセンター(ファミリー・サポート・センター事業)

子育てサポートセンターは1か所開設しており、生後6か月から小学校6年生 までの子どもの保護者が仕事や急な用事などで困った時に、子育ての支援を受け たい依頼会員と支援を行いたい協力会員の会員制の組織で、会員相互による子育 ての支援を行っています。

<子育てサポートセンターの会員数の推移>

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
依頼会員	180	175	191	213
協力会員	95	97	102	103
両方会員	22	21	19	18
合計	297	293	312	334

※各年4月末現在

#### 5 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持、増進を図るため、妊婦の健康診査を医療機関に委託して実施しています。妊婦一般健康診査受診票は、妊婦一人につき最大 14 枚交付するとともに、超音波検査受診票を最大6枚交付し、妊婦の経済的負担を軽減するとともに、定期受診を促しています。

#### 6 こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、母子の心身の状況や不安、悩みなど養育状況、環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切な子育て支援サービスにつなげ、乳児のいる家庭の孤立化を防いで乳児の健全な育成環境の確保を図っています。

#### 7 こども発達支援センター

こども発達支援センター「ふわり」において、心身に障がい又は発達に心配の ある児童並びにその家族に対し、児童が日常生活における基本的動作を習得し、 集団生活に適応することができるよう、身体及び精神の状況に応じて、適切かつ 効果的な指導・支援・相談等を行っています。

子育て・教育関連施設一覧

種類	名称	住所		
保育園	市立ひまわり保育園	駒場北4丁目2番 18号		
	いせの里保育園	北 11 条西4丁目1-5		
	認定こども園つくし	つくしケ丘 5-9-3		
認定こども園	認定こども園藤幼稚園	北4条西4丁目		
	認定こども園しおみ	潮見 8-4-9		
	いずみ保育園	呼人 344-1		
	さんごそう保育園	卯原内 180-24		
へき地保育所	藻琴保育園	藻琴 213-3		
	はまなす保育園	北浜 235-10		
	浦士別保育園	浦士別 461-1		
幼稚園	網走幼稚園	南8条東3丁目		
	網走若葉幼稚園	南6条東2丁目		
	桂幼稚園	桂町2丁目3番1号		
	網走小学校	桂町1丁目1番1号		
	中央小学校	向陽ケ丘4丁目67番地1		
	西小学校	新町1丁目8番10号		
	潮見小学校	潮見4丁目 111 番地		
小学校	南小学校	鱒浦1丁目11番1号		
	西が丘小学校	卯原内 182 番地 1		
	東小学校	藻琴 225 番地		
	白鳥台小学校	北浜 201 番地 13		
	呼人小学校	呼人 339 番3		
子育て支援	ひまわり	駒場北4丁目2番18号(市立ひまわり保育園に併設)		
センター	どんぐり	北 10 条西3丁目9番地		
	潮見児童センター	潮見8丁目4番6号		
	つくし児童センター	つくしケ丘5丁目9-17		
児童館・   児童センター	西児童館	新町1丁目9-16		
加重ピグラ	桂町児童センター	桂町2丁目1-3		
	いせの里児童センター	北 11 条西4丁目1-5		
その他	子育てサポートセンター	南2条西3丁目(市民活動センター内)		
	こども発達支援センター	北 11 条東1丁目 10番地の1		
	子育て世代包括支援センター	北3条西4丁目(網走市保健センター内)		
	ユカリエ			



## 第1節 計画の基本理念

「第1期網走市子ども・子育て支援事業計画」では、計画の基本理念を「親も子も 地域とともに育つまち あばしり」とし、6つの基本目標「地域における子育ての支援」「母と子の健康の確保及び増進」「子どもの教育環境の整備」「子育てを支援する生活環境の整備」「職業生活と家庭生活との両立の推進」「要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進」を柱として、総合的な子育て支援を推進してきました。

また、まちづくりの基本となる網走市総合計画では、市の将来像を「豊かな自然に ひと・もの・まちが輝く健康都市 網走」とし、福祉分野では、「一人ひとりを大切にするやさしいまち」を基本目標として、市民一人ひとりが生涯を通じて健康で、安心して生きがいを持って暮らすことができ、子ども、高齢者、障がいのある方などを地域全体で支えるやさしいまち目指しています。また、教育分野では、「豊かなひとを育むまち」を基本目標として、子どもたち一人ひとりの夢を大切にしながら、明日を拓く「生きる力」を育むとともに、誰もが生涯を通じて学習、文化、芸術、スポーツに親しむことができ、様々な交流により豊かな人間性を育むまちを目指しています。

こうした、本市が目指している方向性に沿い、本計画の基本理念を、次のとおり掲げることとします。

#### ■基本理念

#### 「親も子も 地域とともに育つまち あばしり」

平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度は、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等をふまえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

家庭教育の重要性を改めて認識しつつ、子ども・子育て家庭を、幼稚園・保育園・認定こども園、学校、ボランティア、町内会、事業所、行政など、地域ぐるみで支えあう網走をつくっていきます。

## 第2節 子どもの人口の見通し

住民基本台帳人口を基に「コーホート変化率法」を適用し、子どもの将来人口を推計すると、下記の表の通りとなります。

0~11 歳の本市の児童人口は、平成31年には2,992人となり、5年間で500人程度の減少が見込まれます。

			=	十画期間の人口	1	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
O歳	200	208	202	196	188	182
1歳	241	197	205	199	193	186
2歳	211	238	194	202	196	190
3歳	259	202	228	185	194	188
4歳	218	255	199	225	182	192
5歳	269	211	247	193	218	176
6歳	263	265	209	243	191	214
7歳	296	256	259	204	237	186
8歳	285	292	252	255	201	233
9歳	274	282	289	249	252	198
10歳	279	266	274	280	242	246
11 歳	253	276	263	271	277	239
0~2 歳合計	652	643	601	597	577	558
3~5 歳合計	746	668	674	603	594	556
6~8 歳合計	844	813	720	702	629	633
9~11 歳合計	806	824	826	800	771	683
0~11 歳合計	3,048	2,948	2,821	2,702	2,571	2,430

<sup>※</sup>令和元年度は、4月1日現在の住民基本台帳。令和2年度以降は、平成29年~平成31年4月1日現在の住民基本台帳(日本人人口)をもとに「コーホート変化率法」で算出した推計値。なお、同じ年(又は同じ時期)に生まれた人々の集団のことを「コーホート」と言い、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

## 第3節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。このため、本市では、市内全域で柔軟な供給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全市一地区と設定します。

## 第4節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保をしていくことが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本市では、すでに認定こども園が3か所あり、教育・保育の一体的提供が進みつつありますが、引き続き利用者ニーズや事業者の意向、施設・設備等の状況を ふまえて対応していきます。

また、小学校と認定こども園、幼稚園、保育園との連携について、事業者の状況をふまえて、事業の運営を促進していきます。

#### 第5節 基本目標

子ども・子育て支援法に基づく子育て支援においては、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活の調和の推進や妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援、児童虐待防止、ひとり親家庭や障がいのある子どもへの支援なども重視されています。

本計画では、第1期子ども・子育て支援事業計画を継承し、基本目標を以下の6つとします。

1. 地域における子育ての支援

地域全体での子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てできる環境を実現します。

2. 母と子の健康の確保及び増進

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の確保と増進を支援します。

3. 子どもの教育環境の整備

学校・家庭・地域が連携して教育力を向上させ、子どもの成長を支えます。

4. 子育てを支援する生活環境の整備

安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよいまちづくりを進めます。

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

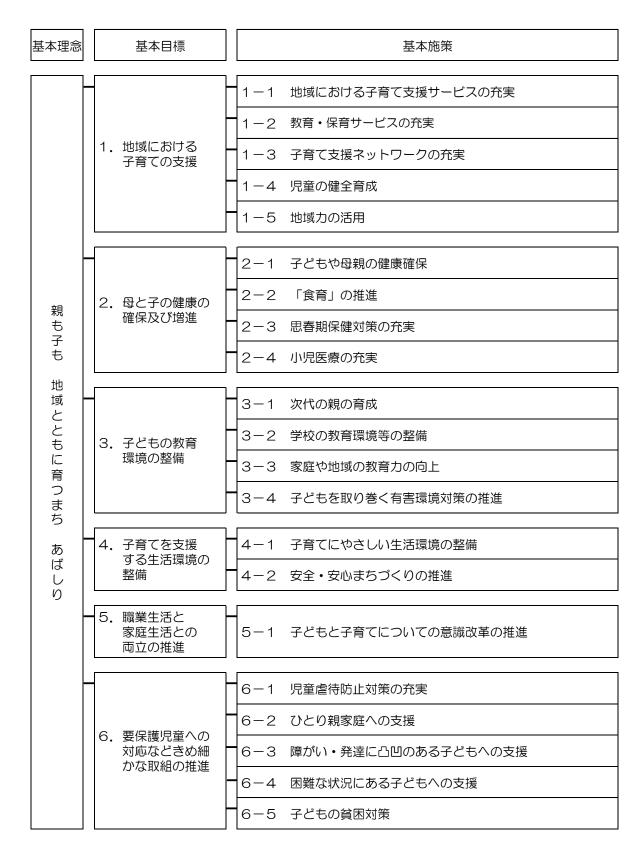
充実した豊かな暮らしを支えるために、職業生活と家庭生活の調和・両立を推進します。

6. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待防止や障がい児への対応など、きめ細かく総合的な取組を推進します。

# 第6節 施策の体系

基本目標を実現するための施策の体系は、以下のとおりとします。





## 基本目標1 地域における子育ての支援

#### 基本施策1 地域における子育で支援サービスの充実

子育てに対する価値観の変化、核家族化の進行、女性の社会進出、メディアの 多様化、地域連帯感の希薄化などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化し ています。

こういった変化から、家庭において子育てをしている母親などの育児不安、子育てや生活全般に関する情報があふれかえっている一方、相談機会の不足などが 懸念されています。特に、子育てに伴う不安や悩みをかかえ、地域や家族の中で も孤立感を抱いている母親を支援することが必要です。

そのためにも、すべての子どもと家庭を対象にした地域における子育て支援事業、相談・助言活動、サークル活動・交流事業などこれまで実施してきた各種事業の一層の充実を図ります。

事 業 名	事業の概要	担当課
	保護者の勤務形態の多様化による断続的勤務等への対応、保護者の疾病や冠婚葬祭等により緊急的に保育を必要とする場合、又は育児疲れの解消等の私的な理由による保育ニーズに対応するために一時保育を提供します。	
一時保育事業	【これまでの取組】 潮見保育園・認定こども園つくしにて、1歳半から の児童を対象に実施してきました。 【今後の方向性】 令和元年度より、いせの里保育園・認定こども園つ くし・認定こども園しおみの3か所にて事業を実施し ており、引き続き実施していきます。	子育て支援課
	市内2か所の児童センター (潮見・つくし) において、毎週1回、就学前の幼児・親子を対象として、親子遊びを中心に、育児不安や子育てなどについて相談やアドバイス、情報提供を目的とした幼児教室を実施します。	
児童センターでの 幼児教室	【これまでの取組】 遊戯室を利用し、広々とした空間で遊びを中心とした親子支援を行っています。 【今後の方向性】 地域子育て支援センターの利用、少子化により利用 実績が低迷しているため、事業の縮小を検討しています。	子育て支援課

事 業 名	事業の概要	担当課
地域子育て支援センター事業	乳幼児を持つお母さんが安心して子育てができるよう、育児相談・情報提供・親子遊びのひろば・子育てサークル支援・学習会・保育園や児童館との園開放や交流など、各種の支援事業により、子育て支援の拡充を図ります。	
(地域子育て支援 拠点事業)	【これまでの取組】 栄養相談・おっぱい相談、ベビーマッサージの実施 など、子育て支援の拡充を行っています。 【今後の方向性】 これまで同様、育児相談・情報提供をはじめ、様々 な支援事業を行います。	子育て支援課
子育て世代包括支援 センター事業 【新規】	地域のつながりの希薄化等により、好産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中で、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応するため、総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を提供します。(令和元年度から)	子育て支援課
保育園の開放	保育園に入園していない児童やその保護者に対して も、保育園を月に 1~2回程度開放し、親子の交流を 図ります。 【これまでの取組】 主に入園を考えている保護者に利用が多く、保護者 へ保育園を理解してもらえるよう、親子の交流を行っ ています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課

事 業 名	事業の概要	担当課
O歳からのはじめて 絵本 (ブックスター ト事業)	乳幼児の絵本との出会いは、親子のふれあいや言葉の発達、豊かな感性を育てることに重要な役割を果たすことから、4か月児健康診査時に図書館司書が出向き、子育てと絵本のかかわりについて話し、図書館にあるおすすめ絵本のリストを配布します。また、図書館利用方法等のパンフレットと合わせて絵本2冊をプレゼントしています。  【これまでの取組】 対象者の乳幼児に絵本を配付しています。これに関連して「〇歳からのおやこで楽しむよみきかせ」事業を毎月実施しています。 【今後の方向性】 乳幼児の読書活動を直接支援する事業として継続予定です。また、対象を拡大し3歳児への絵本のプレゼント事業も実施予定です。	図書館
子育て支援センターよみきかせ事業	親子に読書の楽しさを知る機会を提供し読書への関心を高めるため、図書館司書が出向き、よみきかせ活動を行います。  【これまでの取組】 図書館司書が子育て支援センターと連携を図りながら、センターでのよみきかせを計画的に実施しています。 【今後の方向性】 乳幼児の読書活動を直接支援する事業として継続予定です。	図書館
私立幼稚園就園奨励費補助事業	幼稚園教育の振興と父母の経済的負担を軽減するために、幼稚園児のいる世帯を対象に、幼稚園が入園料・保育料の一部を減免した場合に、網走市が幼稚園に補助を行います。  【これまでの取組】 第2子1/2、第3子無料に向けた国の補助限度額の引き上げに合わせ、制度を拡大した中で取組を進めています。 【今後の方向性】 子ども・子育て支援新制度において、施設型給付に移行する幼稚園を利用する1号認定子どもについては保育料が応能負担となり、就園奨励費補助金の対象外となります。平成31年4月時点では市内に対象施設はありませんが、引き続き事業を実施していきます。	子育て支援課

事 業 名	事業の概要	担当課
フ夲て艹ポートゎヽノ	保護者の方が、仕事や急な用事などで困ったときに、 会員相互による子育て支援活動として、生後6か月から小学校6年生までのお子さんをセンターの協力会 員がお預かりします。	
子育てサポートセン ター(ファミリー・ サポート・センター)	【これまでの取組】 協力会員と依頼会員の会員相互による子育ての支援活動を行ってきました。 【今後の方向性】 引き続き事業を実施し、子育て支援の充実が図られるようにします。	子育て支援課
乳幼児世帯生活応援 事業 【新規】	2歳未満の子を育てている保護者を対象に、指定ごみ袋(紙おむつ用ごみ袋 4,800L 分)を2歳になるまでの分を支給します。 (平成 29 年度から)	子育て支援課

#### 基本施策2 教育・保育サービスの充実

安心して就労できる子育てしやすい環境づくりのため、放課後児童クラブや保育サービスの充実を図る必要があります。特に、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や一時保育など子育て家庭に対して支援できる利用しやすい保育サービスの充実を図ります。また、幼児教育・保育の質の向上に努めます。

事 業 名	事業の概要	担当課
	保護者の仕事や病気などで家庭において児童の保育が十分にできない場合に、保護者にかわって市内4か所の認可保育所で児童の保育を実施します。 開園時間は7時半~18時半までです。	7 tr - + + 151=0
通常保育事業	1~5歳の児童を対象に実施しています。 【今後の方向性】 平成30年度末に市立保育所2園及び私立保育所 1園が閉園し、令和元年度より私立保育所1園と認 定こども園1園が開園しました。これら2園と既存 の2園の合計4園にて引き続き事業を実施していき ます。	子育て支援課
	出産後すぐに働くお母さんを支援するために、市内 4か所の施設で生後57日目からの乳児の保育を実施します。	
乳児保育事業	【これまでの取組】 出産後すぐに復職するお母さんたちの需要が高まっていることもあり、年度途中で満員になるほどの利用があります。 【今後の方向性】 令和元年度より乳児保育が可能となった認可保育所が1園増加し、受け入れ枠も増加しています。ここ数年の傾向から年度途中(夏頃)に満員になるほどの利用があり、出産後すぐに復職するお母さんたちの需要がさらに高まっていると考えられ、引き続き事業を実施していきます。	子育て支援課

事 業 名	事業の概要	担当課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加に伴 う、勤務時間の延長などの需要に対応するため、保 育標準時間を超える18時半~19時までの延長保育 事業を実施しています。  【これまでの取組】  潮見保育園と認定こども園つくしの2か所で実施 しました。 【今後の方向性】 令和元年度より、いせの里保育園・認定こども園	子育て支援課
	つくし・認定こども園しおみの3か所にて事業を実施しており、引き続き実施していきます。	
休日保育事業 【新規】	保護者の就労形態の多様化に伴い、日曜・祝日における保護者の就労等により、休日に保育が必要となる児童の保育を実施します。いせの里保育園にて実施します。(令和元年度から)	子育て支援課
病後児保育事業 【新規】	児童が病気の回復期にあって集団保育や家庭での保育が困難な場合に一時的に保育を実施します。いせの里保育園にて実施します。(令和元年度から)	子育て支援課
一時保育事業(再掲)	保護者の勤務形態の多様化による断続的勤務等への対応、保護者の疾病や冠婚葬祭等により緊急的に保育を必要とする場合、又は育児疲れの解消等の私的な理由による保育ニーズに対応するために一時保育を提供します。	
	【これまでの取組】 潮見保育園・認定こども園つくしにて、1歳半からの児童を対象に実施してきました。 【今後の方向性】 令和元年度より、いせの里保育園・認定こども園 つくし・認定こども園しおみの3か所にて事業を実施しており、引き続き実施していきます。	子育て支援課
特別保育事業(障がい児保育)	障がいのある児童に合わせた支援を行いながら集団 生活を送ることができるように、障がい児を受け入 れている認可保育所に対し、保育士の加配を行いま す。	
	【これまでの取組】 各園で特別な対応が必要と思われる児童に対し、保育士の適切な加配により保育を実施しています。 【今後の方向性】 ニーズに応じて今後も実施していきます。	子育て支援課

事 業 名	事業の概要	担当課
保育園地域活動事業(世代間交流事業)	保育園と地域の人々との交流や老人福祉施設との相 互訪問などによる世代間交流を実施します。 【これまでの取組】 老人福祉施設の入所者や利用者と園児とのふれあ いやお遊戯の披露などを通じ、交流しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
一日保育士事業	市立保育園において保護者が一日保育士として自分の子どものクラスに入り、子どもの生活(給食、おやつを含む)や遊び、学びなどの実体験ができる機会を提供します。  【これまでの取組】  保護者が子どもたちと一緒に過ごすことや保育士を体験することにより、子育てのヒントを得たり保育園の役割を理解したりしていただくことができます。 【今後の方向性】 ニーズに応じ、引き続き実施します。	子育て支援課
へき地保育事業	市の郊外地区に、各地域の運営委員会の運営により5 園のへき地保育所が開設されており、郊外地区における子育で支援の中心施設として、地域と連携して保育サービスを行います。 【これまでの取組】 それぞれの地域の実情に即したかたちで保育サービスを行っています。 【今後の方向性】 平成30年度末にて嘉多山保育園が閉園となり、平成31年度よりさんごそう保育園を新設しました。へき地保育所は5園となり、郊外地区における子育で支援の中心施設として、引き続き地域と連携して保育サービスを行います。	子育て支援課
幼児教育・保育の質 向上事業【新規】	幼児教育・保育無償化に合わせて、支援が必要な園児へのサポート体制を充実させるため、これにかかる経費の一部を助成し、園の質向上を図ります。 (令和2年度から)	子育て支援課

事 業 名	事業の概要	担当課
子育てのための施設 等利用給付の円滑な 実施【新規】	子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、 公正かつ適正な支給の確保を図り、保護者の経済的 負担の軽減や利便性等を勘案し、円滑な給付方法の 実施に努めます。	子育て支援課

#### 基本施策3 子育で支援ネットワークの充実

社会環境が変化する中、どんな家庭でも安心できる子育て環境を整備するためには、住民・行政・専門機関などが連携するネットワークが様々な人や組織を一体的に機能させ、発展していくことが重要です。

子育て支援サービスを効果的に提供するために、地域における子育てネット ワークをさらに拡大し、きめ細かく充実させることにより、多様な子育てニーズに対応し、地域連携による子育て支援を図ります。

事 業 名	事業の概要	担当課
	子育てサークルが円滑に運営できるように、子育て 支援センター、保健センターなどが初期段階での支 援を行います。また、サークル活動の場として、平 日の午前中に児童館を開放しています。	
子育てサークルなど の育成支援	【これまでの取組】 保健センターや子育て支援センターなどにおいて、サークル活動の支援を行っています。 【今後の方向性】 引き続き、サークル支援の充実を図るよう取り組みます。	子育て支援課

#### 基本施策4 児童の健全育成

地域において子どもたちの心身の健全育成を図るため、地域や社会活動の場への参加の機会が提供できるよう、家庭や地域が相互に連携しながら社会全体で育んでいくことが必要です。

このため、次代を担う子どもたちの体験学習の機会を充実するとともに、放課後、週末、長期の休みなどにおいて、児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる居場所づくりを進めます。

事 業 名	事業の概要	担当課
児童館運営事業	網走市内では公立4か所・私立1か所の計5か所の児童館・センターを運営し、児童(幼児及び小中学生)に健全な遊びや運動を通して、健康で明るく情操豊かな育成を図ります。  【これまでの取組】 健全な遊びを提供することにより、児童の情操豊かな育成を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	日中、保護者が働いているため、留守となる家庭の 児童(小学1~3年生)を対象として、市内の児童 館・児童センター5か所に放課後児童クラブを設置 し、放課後の子どもの生活の拠点として、学習・遊 びを通して児童の健全な育成を目指して実施しま す。  【これまでの取組】 クラブ指導員を中心に必要な学習・遊びの指導を 行い、放課後の子どもの生活の拠点として充実を図っています。 【今後の方向性】 対象を6年生まで拡大し、子育て支援の充実を図 ります。	子育て支援課
子どもの居場所づく り支援事業 【新規】	小中学生(概ね 10 名以上)を対象に、週 1 回以上学習支援や遊び体験等の機会を提供する団体に対し、その活動に係る経費の一部を補助します。現在、2 団体(卯原内地区 1 件、大曲地区 1 件)にて事業を実施しています。(令和元年度から)	子育て支援課

事 業 名	事業の概要	担当課
	毎週土曜日 14 時から市立図書館内「えほんのもり」で、よみきかせボランティアによるよみきかせ 会を実施し、よみきかせによる子どもたちの豊かな 心の成長を支援します。また、夏・冬休みに市内児 童館へ図書館司書が出向いてよみきかせを行っています。	
よみきかせ会	【これまでの取組】 図書館内でのよみきかせ会は、毎週定時に行う事業として、よみきかせボランティア・高校生・職員により実施しています。 【今後の方向性】 乳幼児・児童の読書活動を直接支援する事業として継続していきます。	図書館
「こどもの読書週 間」事業の開催	4月23日(子ども読書の日)からの約3週間が「こどもの読書週間」となっているため、これにちなみ、図書館事業として、子どもの読書活動の推進のための事業を行います。  【これまでの取組】 毎年イベントや展示を工夫し、こどもの読書週間のPRと読書活動の推進を行っています。	図書館
	【今後の方向性】 図書館における子どもの読書活動支援事業として継続予定です。	
	「あばしり子ども読書プラン」を策定し、0歳から 18歳までの子どもの読書活動の推進や読書環境の 整備を行います。	
子ども読書プラン	【これまでの取組】 平成27年度に「あばしり子ども読書プランⅢ」 を策定し、令和元年度まで各種事業を推進実施しています。プランに新規事業として盛り込んだ読書ノート事業、乳幼児絵本パック事業を平成27年度から開始し、内容を見直しながら継続しています。 【今後の方向性】 プランを見直して新たに策定した「あばしり子ども読書プランⅣ」を策定し、各種事業を継続していきます。	図書館

事 業 名	事業の概要	担当課
国際理解体験事業	英会話指導員等による、外国の伝統文化体験や国際理解を育む行事を開催し、国際理解を深めます。また、運営ボランティアとして参加している高齢者教室の学生との異年齢交流も図ります。	
	【これまでの取組】 毎年6月に「世界を旅しよう!〜網走で外国を体験〜」、10月にハロウィンパーティーを実施しています。 【今後の方向性】 内容については毎年改善や検討をしながら、今後も継続して事業を実施していきます。	社会教育課
週5日制事業	学校週5日制は、学校や家庭、地域社会での教育や生活全体で、子どもたちの「生きる力」を育み、健やかな成長を促すための制度です。子どもたちが有意義な休日を過ごせるよう、毎週土曜日には市のスポーツ施設、美術館、博物館の無料開放(中学生以下)を実施します。また、各施設において子ども向け教室の企画・運営を行います。  【これまでの取組】 毎週土曜日の無料開放を実施しています。また、各施設において子ども向け教室の企画・運営を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	社会教育課 スポーツ課 美術館 博物館

事 業 名	事業の概要	担当課
夏休み教室・冬休み 教室、ロセトクラブ など	子どもの創造性や探求心を高め、豊かな心を育む教室・講座を開設します。(エコーセンター2000)・夏休み教室・冬休み教室:創作を中心とした教室・ロセトクラブ:市民の登録者が子どもを対象とする教室を開設する場合に、会場確保や参加募集を支援しています。・子ども合唱団オホーツク KIDS コール(毎週土曜日)  【これまでの取組】 各教室とも、ほぼ募集定員通りの参加者が集まり、講座・教室を開設しています。特に、ロセトクラブでは、地域全体で子どものための余暇活動を支援しています。 【今後の方向性】 内容については毎年講師と調整を行い、改善や検討をしながら、今後も継続して事業を実施していきます。	社会教育課
放課後子ども教室	子どもを社会全体で育むため、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域のおとなを指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化などの様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援します。  【これまでの取組】 4つの市民団体が受け皿となって、学習・書道・水泳・将棋・合唱・スポーツ教室等の活動を、年間を通じて放課後や週末に実施しています。 【今後の方向性】 今後も団体との企画会議を継続して開催し、コミュニケーションを取りながら改善・検討し、継続して事業を実施していきます。	社会教育課

事 業 名	事業の概要	担当課
子どもフェスティバル	エコーセンター2000の機能を活用し、子どもたちに様々なテーマを提供し、遊びの中から自主性・創造性を育てます。 地域の大人たちがつながり、様々な科学体験を提供する「科学フェスティバル」を実施していきます。 【これまでの取組】 毎年7月にあばしり科学フェスティバルを開催しており、子どもたちの科学する心を育んでいま	社会教育課
	す。 【今後の方向性】 今後も内容を改善・検討しながら継続して事業を 実施していきます。	
こどもスポーツチャ レンジ事業	小学3年生~6年生(親の参加も可能)を対象に毎月1回スポーツ事業を行い、体力の向上・礼儀・協調性などを養い、自己の向上を図ることを目的に開催します。	スポーツ課
	【これまでの取組】 毎月1回スポーツ事業を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	スポープ味
スポーツ教室	小学生等を対象とした冬季各種教室を開催し、 スポーツを通して少年少女の健全育成に努めます。	
開催事業 (スキー教室 スケート教室 スノーボード教室)	【これまでの取組】 冬季スポーツ教室を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	スポーツ課
障がい者スポーツ 教室開催事業	障がいのある方が、毎月 1 回身体の状態に応じたスポーツを行うことにより、身体を動かす喜びを体感してもらうとともに、活動の場を広げ、さらに健康増進・体力向上を図ることを目的に開催します。	
	【これまでの取組】 毎月1回スポーツ事業を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	スポーツ課

事 業 名	事業の概要	担当課
# K U	次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に、主体的に地域や地球の環境に関する学習や活動を行うもので、網走市でも事務局を開設し、エコクラブへの活動支援(登録事務、資材提供、野外活動のサポート)や情報提供を行います。  【これまでの取組】 市内小学校の環境学習を支援するため、公益財団	1= JUA
こどもエコクラブ助成事業	法人日本環境協会が主催する全国水生生物調査への参加をサポートし、河川に生息する生物の実地調査を通じて、人間と環境のかかわりについて理解を深めるとともに、環境を大切に思う意識を高めてきました。 【今後の方向性】 学校等と市が連携・協力し環境保全の意識醸成のため環境学習を行う意思のある子どもたちの支援を継続・拡充していきます。子どもたちの活動に役立つ情報提供や環境活動の場を提供することにより、主体的に環境保全活動を行い、環境問題解決に資する能力を育み、地域の総合的環境力を高めていきます。	生活環境課

#### 基本施策5 地域力の活用

地域の人や施設などの社会資源を活かすことにより、性別や年齢にかかわらず、 様々な人と交流でき、子どもも社会の一員であることや文化の伝承などについて 学んでいける場の提供を進めていきます。

また、子育てを地域ぐるみで支援していくため、地元大学との連携の強化を図り、学生との交流も進めていきます。

事 業 名	事業の概要	担当課
放課後子ども教室(再掲)	子どもを社会全体で育むため、安全・安心な子どもの 居場所を設け、地域のおとなを指導員として配置し、 放課後や週末におけるスポーツや文化などの様々な 体験活動や地域住民との交流活動を支援します。 【これまでの取組】 4つの市民団体が受け皿となって、学習・書道・水 泳・将棋・合唱・スポーツ教室等の活動を、年間を通 じて放課後や週末に実施しています。 【今後の方向性】 今後も団体との企画会議を継続して開催し、コミュ ニケーションを取りながら改善・検討し、継続して事 業を実施していきます。	社会教育課
夏休み教室・冬休み 教室、ロセトクラブ など (再掲)	子どもの創造性や探求心を高め、豊かな心を育む教室・講座を開設します。(エコーセンター2000)・夏休み教室・冬休み教室:創作を中心とした教室・ロセトクラブ:市民の登録者が子どもを対象とする教室を開設する場合に、会場確保や参加募集を支援しています。 ・子ども合唱団オホーツク KIDS コール(毎週土曜日)  【これまでの取組】 各教室とも、ほぼ募集定員通りの参加者が集まり、講座・教室を開設しています。特に、ロセトクラブでは、地域全体で子どものための余暇活動を支援しています。 【今後の方向性】 内容については毎年講師と調整を行い、改善や検討をしながら、今後も継続して事業を実施していきます。	社会教育課

事 業 名	事業の概要	担当課
まなびすと講座	地域課題など市民生活の向上にかかわるテーマや、市民に学んでほしいあるいは市民だけではなかなか取り組めないテーマを設定し実施します。  【これまでの取組】 「ウイルタ刺繍入門講座」を実施し、網走市の歴史文化を市民に継承しています。「原子模型を作ろう」では科学実験をしながら科学に親しむこころを育んでいます。そのほか、手作りみそ作りや能楽など生活課題や伝統文化などの講座を開設しています。 【今後の方向性】 今後もその時々に相応しいテーマを選び、改善・検討をしながら事業を継続します。	社会教育課
子どもと遊ぼうボランティア隊	学校週5日制の実施により、地域社会全体で子どもたちの活動を支援する場の提供が求められていることから、子どもたちと楽しく活動するボランティア指導者を広く市民から募集し、定期的な活動を目指します。 ・活動場所 エコーセンター2000「児童学習室」・活動時間 土曜日・日曜日・祝祭日・長期休業日などの10時~17時の時間帯/1回90~120分  【これまでの取組】 登録した講師は「ロセトクラブ」での講師となり、講座を実施しています。毎月活動があり、講座・教室を開設することにより、地域全体で子どものための余暇活動を支援しています。 【今後の方向性】 今後も子どもたちと楽しく活動するボランティア指導者を広く市民から募集し、事業を継続します。	社会教育課
学校支援地域本部事業	地域住民や東京農業大学、各高校と連携し、市内小中学校等と地域住民や学生との交流を深め、教育力の向上を図るため、学校支援ボランティアを各学校に配置します。  【これまでの取組】  社会人をはじめ東京農業大学の学生等を配置し、登下校の安全確認、体育の授業、部活動の支援などを実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	社会教育課

## 基本目標2 母と子の健康の確保及び増進

#### 基本施策1 子どもや母親の健康確保

子どもが健やかに産まれ、成長していくためには、母子保健・小児医療体制の 確保が不可欠です。また、これとともに、子どもを健やかに育てる環境を整え、 妊娠・出産・育児といった各時期への一貫した親子に対する支援が必要です。

現在、疾病予防と健康の増進のため、関係機関と連携を図りながら、様々な母子保健事業を実施しています。

今後も、妊婦が健全に過ごし安心して出産ができる体制とともに、乳幼児が健やかに成長し保護者が安心して育児ができる体制の整備を図ります。

事 業 名	事業の概要	担当課
	妊娠の届出により、対象者に母子健康手帳を交付し、 手帳交付をきっかけに、保健師などとの相談を実施 し、産後育児困難な状況が予想される方々には、妊 妊娠期から安心して出産が迎えられるよう関係機関 と協力して支援します。	
母子健康手帳交付事業	【これまでの取組】 妊娠の届出により、対象者に母子健康手帳を交付 しています。アンケートを活用し、保健師等と面接 や相談の中で産後育児困難な状況が予想される方に は妊娠期から支援を行いました。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査受診票を、1人14枚、超音波検査受診票は6枚交付し、健診費用の助成をします。 定期的に健康診査を受診することは、妊娠期の安全と異常の早期発見のため重要であり、受診票の利用 状況を通して、受診状況を把握します。	健康推進課
X1X市 加以底/水心/巨	【これまでの取組】 妊婦一般健康診査受診票を1人14枚、超音波検査 受診票を6枚交付し、健診費用を助成しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	(在)水]正匹叭
不育症治療助成事業【新規】	不育症の検査や治療に要した費用から、北海道不育症治療費助成事業による助成金額を控除した額に対して、1回につき10万円を上限として助成します。(令和元年度から)	健康推進課

事 業 名	事業の概要	担当課
	母乳育児のすすめ、お産の準備と赤ちゃんの育て方、母と子どもの歯を守ろう、妊娠中の栄養など、おしゃべりタイムも含めてみんなで楽しく学びます。産後の同窓会も実施し、仲間づくりの機会を提供します。	
プレママクラブ (母親学級)	【これまでの取組】 みんなに聞いてみよう、妊娠中の栄養・歯について、お産の準備と赤ちゃんの育て方などについて楽しく学んでいます。産後の同窓会も実施し、仲間づくりの機会を提供しています。 【今後の方向性】 実施後アンケートを行い、内容等検討しながら継続して実施します。	健康推進課
ハローベビークラブ (両親学級)	両親が協力して妊娠・出産・育児に関する正しい知識を習得し、安心して出産・育児に臨めるよう、沐浴実習などを実施します。  【これまでの取組】  両親が協力して妊娠・出産・育児に関する正しい知識を習得し、安心して出産・育児に臨めるよう、沐浴実習などを実施しています。 【今後の方向性】  実施後アンケートを行い、内容等検討しながら継続して実施します。	健康推進課
産婦健康診査事業【新規】	産婦健康診査に要する費用を助成することにより、 経済的負担の軽減を図るとともに、産後間もない母 親の身体機能の回復や精神状態の把握を行うこと で、産後うつや新生児への虐待を予防します。 (令和元年度から)	健康推進課
産後ケア事業【新規】	家族等から産後の十分な支援を受けることができない等の理由により、育児支援を必要とする産婦に対し、心身の安定と育児不安を解消するとともに児童虐待の予防を目的として産後ケアを実施します。(令和元年度から)	健康推進課
新生児聴覚検査事業【新規】	新生児聴覚検査に要する費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、検査を実施することで新生児の聴覚障害の早期発見・早期療育を図り、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的とします。 (平成30年度から)	健康推進課

事 業 名	事業の概要	担当課
網走市軽度・中等度 難聴児に対する補聴 器購入費等支給事業 【新規】	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器購入又は修理に要する費用を支給します。 (平成27年度から) 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	社会福祉課
乳幼児健康相談	育児の正しい知識の普及を図るとともに、子育ての不安や悩みの相談に応じ、健康相談・栄養相談・情緒・言葉の確認と指導を行います。 ① 8か月児健康相談(毎月1回実施) 計測・歯科指導・個別の育児相談を行います。 ② 事後相談(毎月1回実施) 継続支援が必要な乳幼児に対する相談を行います。 ③ 2歳児相談(2か月に1回実施) 1歳6か月健診で継続支援が必要となった乳幼児に対する相談を行います。 ④ 随時又は育児サークルなど依頼による相談も行います。 【これまでの取組】 育児の正しい知識の普及を図るとともに、子育ての不安や悩みの相談に応じ、健康相談・栄養相談・情緒・言葉の確認と指導を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
5歳児健康相談事業【新規】	基本的な生活習慣が確立し、社会性を身につける重要な時期である5歳の時期に相談を行うことで、現行の健診では限界があるとされる発達障がいの発見の機会とし、就学期をスムーズに迎える準備を始める契機とします。(令和元年度から)	健康推進課

事 業 名	事業の概要	担当課
	身体的疾病の早期発見など総合的な健康管理を目的に、医師の診察・身体測定・離乳食の集団指導・育児に関する個別相談を行います。保護者の養育状況や心理面にも配慮し、育児困難な方には関係機関と協力して支援します。	
4か月児健康診査	【これまでの取組】 医師の診察・身体測定・離乳食の集団指導・育児 に関する個別相談を行い、育児困難な方には関係機関と協力して支援をしています。また、平成23年度より絵本のプレゼントを行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
1歳6か月児健康診査	医師・歯科医師の診察、身体測定により、疾病の早期発見、精神心理など総合的な健康管理と子育て支援、各種個別相談及び希望者にはフッ化物塗布を実施します。  【これまでの取組】 満1歳6か月の子どもを対象に、医師・歯科医師の診察・身体測定により、疾病や心身障がいの早期発見など総合的な健康管理と子育て支援、各種個別相談及び希望者にはフッ化物塗布を、毎月1回実施しています。 【今後の方向性】引き続き実施していきます。	健康推進課
3歳児健康診査	医師・歯科医師の診察、身体測定により、身体的疾病の早期発見・精神心理面など総合的な健康管理と、子育て支援、各種個別相談を毎月1回実施します。 【これまでの取組】 満3歳の子どもを対象に、医師・歯科医師の診察、尿検査、身体測定により、疾病や心身障がいの早期発見など総合的な健康管理と、子育て支援、各種個別相談を毎月1回実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課

事 業 名	事業の概要	担当課
のびのび育児教室	育児をしている親が、仲間との情報交換や専門家の助言により、子育ての不安や悩みを解決し、自信を持って子育てできるよう支援するとともに、親同士の交流を図る機会を設けます。希望者の育児サークルの立ち上げの支援も行います。  【これまでの取組】 中間との情報交換や専門家の助言により、子育ての不安や悩みを解決し、自信を持って子育て出来るよう支援するとともに、様々な親同士の交流が図れるよう取り組みました。また、希望者には育児サークル立ち上げの支援も行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延の予防を目的として、医師会の協力により、接種を実施します。  【これまでの取組】     伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延の予防を目的として、医師会の協力により、定期接種(麻しん風しん・BCG・ポリオ・ヒブ・小児用肺炎球菌・四混・三混・二混・水痘・日本脳炎・B型肝炎)を実施しています。また、任意接種の助成制度として、子どもインフルエンザ及び麻しん風しん混合の接種を実施しています。なお、平成28年4月から日本脳炎、10月よりB型肝炎を定期接種に追加しています。【今後の方向性】     継続して取り組むとともに、定期接種となる予定のワクチンについて、迅速に実施していきます。	健康推進課
フッ化物塗布	1歳児~就学前の児童を対象として、歯科健診・フッ化物塗布を毎月、定例日と1歳6か月児健診時に実施します。  【これまでの取組】 1歳児~就学前の児童を対象として、歯科検診・フッ化物塗布を毎月、定例日と1歳6か月児健診時に実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課

事 業 名	事業の概要	担当課
保育園児のフッ素洗口	幼児期の虫歯予防のため、4歳以上の保育園児を対象に週1回フッ素洗口を実施します。 【これまでの取組】 認可保育所2園、へき地保育園(希望する園)において実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
妊産婦訪問指導	妊産婦の健康の保持・増進及び妊娠・出産・育児に関して、正しい知識を身につけ、安心して育児を行えるよう、保健師・栄養士などが家庭訪問し保健指導を実施します。  【これまでの取組】  妊産婦の健康の保持・増進及び妊娠・出産・育児に関して正しい知識を身につけ、安心して育児を行えるよう、保健師・栄養士などが家庭訪問し、保健指導を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
乳幼児訪問指導	子どもが健やかに成長するために、新生児(第 1 子)・低体重児・病院から連絡のあった子ども・健 診などで継続支援が必要な子どもなどを対象とし、 家庭を訪問して発育・発達、生活状況を確認し、適 切な保健指導を実施します。また、母親の不安・悩 みの軽減を図ります。 第2子以降で、生後4か月末満の出生児のいる家庭 を対象に在宅保健師・助産師等が、家庭訪問を行い ます(乳児家庭全戸訪問調査「こんにちは赤ちゃん 事業」)。 【これまでの取組】 新生児(第1子)・低体重児・病院から連絡のあっ た子ども、健診などで継続支援が必要な子どもなど を対象とし、家庭訪問して発育・発達・生活状況を 確認し保健指導を実施しています。第2子以降で、生 後4か月末満の子どものいる家庭を対象に在宅保健 師・助産師等が、家庭訪問を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課

事 業 名	事業の概要	担当課
養育支援訪問事業等 の実施	本市においては新制度における養育支援訪問事業等は実施していませんが、養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問して、養育に関する指導や助言を行い、保護者の養育能力を向上させるための相談支援などを、関係機関と協力して実施していきます。	健康推進課
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療に要した費用(ただし、北海道特定不妊治療費助成事業により受けることが可能な金額を控除した額)及び特定不妊治療以外の不妊治療のうち保険適用外の治療に対して助成します。  【これまでの取組】  特定不妊治療に要した費用(ただし、北海道特定不妊治療費助成事業により受けることが可能な金額を控除した額)については1回につき5万円、特定不妊治療以外の不妊治療のうち保険適用外の治療に対して1年度あたり3万円を限度に、市単独の助成を行っています。 【今後の方向性】  北海道における特定不妊治療費助成事業の実施状況を鑑みながら、今後も継続して実施します。なお、令和元年度より特定不妊治療費については1回につき10万円を上限とし助成を行っていきます。	健康推進課
入院助産助成事業	社会保険や国民健康保険などに未加入の妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず経済的な理由などで入院して出産ができない場合に、妊産婦を助産施設(網走厚生病院)への入院により出産の安全を図ります。  【これまでの取組】 健康保険未加入で、経済的に困っている世帯の妊産婦が安心して出産できるよう実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
子育てアプリ (Ababy) 【新規】	従来の母子手帳に加え、新たに電子化された母子手帳を利用してもらうことで、市から発信した情報の受取り、家族間の情報の共有、不安の解消などが促進され、母子保健サービスの向上を図ります。 (令和元年6月から)	健康推進課

事 業 名	事業の概要	担当課
事業名 望ましい生活習慣を 確立する教育活動の 充実	事業の概要 「早寝早起き朝ごはん」運動などの展開により、望ましい基本的生活習慣を身につけさせるとともに、家庭とも連携をした中で、継続的な取組を進めます。 【これまでの取組】 教育局を通じて得られる、チラシ等の学力向上に繋がる有益な情報について、学校教育部及び社会教育部で情報を共有し、学校を通じて児童・生徒に啓発チラシを配布しています。 【今後の方向性】 今後も有益な情報を共有しながら、児童・生徒の基本的生活習慣を身につけさせるとともに、家庭と	学校教育課社会教育課
	基本的生活省債を身にプリスともこともに、家庭とも連携した中で、学力向上に繋がる継続的な取組を 進めます。	

## 基本施策2「食育」の推進

子どもの健やかな成長に必要な望ましい食習慣や、親と子が家庭で食の大切さを考えバランスのとれた食生活を営む力が弱まっています。

近年は、毎日きちんと朝食を取らない子どもが増えていると言われ、食事を一 人で取る孤食の状況もみられます。

そのため、各世代の子どもの発育、発達にあった食生活を営む力や家族や子ど も自身が食事について学び、考えられる力を育むために、食育に関する事業を推 進していきます。

事 業 名	事業の概要	担当課
網走市食育推進計画に係る事業	「食育基本法」に基づき「網走市食育推進計画」を 策定し、取り組んでいます。「食育」は、一人ひと りが生涯を通じて生き生きと暮らすため、健全な食 生活を送る力を習得するための取組であり、地域や 学校、家庭と連携しながら「食育」を推進していき ます。  【これまでの取組】 各種イベントなどを通じて、食育や地産地消のP Rを行いました。また、網走市の特産品を活用した 料理教室など、様々な活動をしています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
網走ふるさと給食	食育に関する啓発の推進、地元生産物と地場産業などについて理解を深める学習機会として、小中学校の給食に地場産品を食材として使用した「網走ふるさと給食」を実施します。  【これまでの取組】 ・年1回、網走産の鮭、野菜を使ったメニューの給食を全校で実施しており、そのうち4校で生産者講話を実施しています。 ・年1回くじら給食を実施しています。 ・JAオホーツク網走より「あばしり和牛」を提供いただき、全校であばしり和牛給食を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課

事業名	事業の概要	担当課
広報での食の情報提供	網走市食生活改善協議会では、市のホームページと毎月の広報あばしりの「今月の健康レシピ」コーナーに、季節や旬の食材を生かした、栄養と生活習慣病の予防を考えた献立・料理の調理方法や栄養価を紹介し、家庭への食の情報提供を行います。  【これまでの取組】 広報あばしりに「今月の健康レシピ」を掲載するとともに市のホームページでは「食改さんの健康レシピ」としてレシピを紹介し、広く家庭への食の情報提供を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課
幼稚園でのクッキン グ体験	市内の幼稚園では、食を通しての教育として、生命のありがたさや挨拶などを学び、実体験をさせるためにカリキュラムを定めて「クッキング」を実施します。  【これまでの取組】  「クッキング」や食事に関する様々な経験を通じて、道徳観や食に関する知識が身につくようにしています。  【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	市内幼稚園
保育園での食の情報提供	保育園において、毎月の「献立表」や給食時間を利用して、正しい食事のとり方や、旬や季節の食材に関する知識など食に関する情報を提供します。  【これまでの取組】  給食時間や掲示物を利用して児童へ、給食だよりを通じて保護者へ、食事のマナーや食に関する情報を提供しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
保育園での給食サンプルの展示	食育の一環として市立保育園において、その日の給食の実物を展示します。 【これまでの取組】 給食の実物を展示することによって、1食あたりの目安量や栄養バランスのとり方などを知らせています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課

事 業 名	事業の概要	担当課
保育園での食事づくり体験	市内の保育園では、児童が菜園での野菜作りを通して自分たちの食べる給食の一部を実際に作り、収穫~調理お手伝い〜給食により食事づくりの体験をします。	
	【これまでの取組】	子育て支援課
母子保健における 栄養改善事業の充実	プレママクラブ(妊婦教室)・育児教室・家庭訪問・乳 幼児健診などの場で、妊産婦や乳幼児を対象にした 栄養指導を行います。 また、食べることの大切さをいかに伝えていくかを さらに検討していきます。	
	【これまでの取組】 プレママクラブ(妊婦教室)・育児教室・離乳食教室・家庭訪問・乳幼児健診などの場で、妊産婦や乳幼児を対象にした栄養指導を行います。また、食べることの大切さをいかに伝えていくかを検討し、他機関と連携を図り、栄養改善と食育の推進に努めています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課

事 業 名	事業の概要	担当課
ナチュラルベビー クッキング教室	親が離乳の必要性を理解し、発達に応じた離乳食を与えることができることを目的として、4~9か月児の親を対象とし、初期コースと中後期コースから選び、栄養や歯科の講話及び調理実習を行っています。また、市民活動センターのボランティアの協力を得て託児も行っています。	
	【これまでの取組】 親が、発達に応じた離乳食を安心して与えることができることを目的として、5~9か月児の親を対象に、初期コースと中後期コースから選び、栄養や歯科の講話及び調理実習を行っています。また、離乳食の作り方のDVDを作成したほか、市民活動センターのボランティアの協力を得た託児も行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していくとともに、作成した離乳食DVDの周知・販売を行います。	健康推進課
あばしり ベジラブル運動	『あばしり「ベジラブル」運動』を推進し、野菜を好きになってもらう、野菜が食べやすくなる環境づくりを進め、1日にとるべき野菜の目安や、食べやすい調理法などについて情報発信します。  【これまでの取組】 食育月間(6月)のイベントや、市民健康まつり、網走中央商店街の街頭放送などで、市民に対し生活習慣病を未然に防ぐための1日にとるべき野菜の目安や、食べやすい調理法などを情報発信しています。市内飲食店等にポスター等を配布し、協力店の拡大をはかっています。  小中学校等における「野菜の日給食」を年2回実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	健康推進課

#### 基本施策3 思春期保健対策の充実

思春期は、子どもにとって自立に向けての大切な時期であり、感受性豊かな時期でもありますが、そのため不安定になりやすい時期でもあります。思春期の子どもの心と体の両面の健康を支援できるように、児童・生徒を対象とした保健事業を推進していきます。

事 業 名	事業の概要	担当課
中高生の喫煙や薬物に関する教育	中学校、高校において、授業で喫煙、薬物などの有害性について教えるとともに、学校通信などを利用して情報を提供します。また、希望のある学校において関係機関と協力し、中高生を対象に喫煙や薬物に対する教育を実施します。	学校教育課
	【これまでの取組】 各学校において、薬物乱用防止教室などを開催し、薬物や喫煙の害について指導を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	
中学生赤ちゃんふれあい体験	中学生を対象に、命の尊さや赤ちゃんの愛おしさな どを感じてもらうことを目的として、子育て支援セ ンターと連携して赤ちゃんとのふれあい体験を行い ます。	
	【これまでの取組】 毎年、教室参加希望の中学校を募り、目的に沿って実施しています。子育て支援センターと協力し、 実施しました。 【今後の方向性】 中学校からの実施希望がある限り継続実施してい く予定です。	健康推進課 子育て支援課
小中学校における性教育	学校における指導方針や、情報収集など関係各課と の連携を図った取組を推進します。	
	【これまでの取組】     小中学校の授業においてきめ細やかな指導を行っています。 【今後の方向性】     学校の授業に保健師を講師として招へいするなど、関係各課と連携して実施していきます。	学校教育課 健康推進課

事 業 名	事業の概要	担当課
	心身の健康の保持増進のために必要な実践的な能力 や態度を育成するため、健康診断の結果も活用しな がら、保健教育(薬物乱用防止・性教育等を含む。) の充実を図ります。	
心身の健康を育む 健康教育の推進	【これまでの取組】 各学校において、薬物乱用防止教室や性教育の充実を図っています。また、Q-Uテストにより、児童・生徒の悩みや学校生活の不満を把握して、いじめ防止などに活用しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課

#### 基本施策4 小児医療の充実

子どもは、体調の変化を起こしやすく、救急の対応を迫られることが少なくないばかりか、医療費の負担も決して小さくありません。

安心して生み、育てることができる環境を整備するために、夜間も安心して医療サービスを受けることができるように、医療体制の整備を推進します。

事 業 名	事業の概要	担当課
	網走医師会の協力により、休日及び夜間の救急医療体制が確保されています。さらに救急医療体制の充実・確保を図るため、今後も関係市町・関係機関との連携を充実していきます。また、救急医療体制づくり事業として、休日又は夜間における第1次救急医療体制の確保及び救急医療知識の普及啓発活動を実施します。	
救急医療体制の 充実・確保	【これまでの取組】 斜網地域の救急医療体制について、関係市町・消防組合及び網走医師会において協定書を締結し、第 1次救急医療体制の確保を図るとともに、第2次救急 医療体制の充実に努めています。 平成28年度からは、網走市休日内科急病センター を開設し、市内クリニックの負担軽減を図り、持続 可能な救急医療体制の構築に努めています。 【今後の方向性】 引き続き関係市町・関係機関と連携し、救急医療 体制の充実・確保に努めます。	健康推進課
	小学校入学前の乳幼児の医療費のうち、保険診療の 自己負担額を助成し、乳幼児期の疾病の早期発見と 早期治療を促進し、乳幼児の健やかな成長を図りま す。また、小中学生の医療費を助成することで、子 育て家庭の負担軽減を図っています。	
こども医療費助成制度	【これまでの取組】 平成28年8月からは、小中学生の医療費を3割負担から1割負担へ助成を拡大し、高校生等から数えて第3子目以降の中学生までの医療費を無料としました。 【今後の方向性】 今後とも事業を継続し、子どもの健やかな成長を図ります。	子育て支援課

事 業 名	事業の概要	担当課
	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育を必要と する未熟児に対して、指定養育医療機関において養 育に必要な医療の給付を行います。	
未熟児養育医療給付	【これまでの取組】 経済的負担が大きい未熟児の入院・養育について 医療の給付を行うことで、必要な養育が受けられる よう実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
	あばしり健康ダイヤル24では、夜間の赤ちゃんの 急な発熱など、無料電話での健康相談に対応してい ます。24時間体制で医師、看護師、保健師など専 門スタッフが相談にお応えします。	
あばしり 健康ダイヤル24	【これまでの取組】 医師、看護師、保健師等の専門職を配置した24時間対応の相談センターと契約し、小児に限らず電話相談を受け付けています。 市民の医療に対する不安を解消することで、救急 医療体制の維持をはかっています。 【今後の方向性】	健康推進課
	引き続き実施していきます。	

## 基本目標3 子どもの教育環境の整備

#### 基本施策1 次代の親の育成

少子化により、兄弟姉妹の少ない中で育った世代が家庭を築き、乳幼児とのふれあい経験がないまま親となる人が増加しています。子育てについて考える機会を持つためにも、保育園等を活用し、無邪気な小さな子どもを愛おしく思う心を養い、将来、愛情を持って子育てができる心を育てます。

事 業 名	事業の概要	担当課
	中学生を対象に、命の尊さや赤ちゃんの愛おしさな どを感じてもらうことを目的として、子育て支援セ ンターと連携して赤ちゃんとのふれあい体験を行い ます。	
中学生赤ちゃん ふれあい体験 (再掲)	【これまでの取組】 毎年、教室参加希望の中学校を募り、目的に沿って実施しています。子育て支援センターと協力し、 実施しました。 【今後の方向性】 中学校からの実施希望がある限り継続実施してい く予定です。	健康推進課 子育て支援課

#### 基本施策2 学校の教育環境等の整備

学校教育においては、活気にあふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、確かな学力と個性豊かに「生きる力」を育む教育が進められてきました。

一方で、学力低下が問われてきたことから、学習指導要領の見直しが行われ、 学習内容や時間等について改正が加えられています。

このように大きく変化する学校教育の中で、子どもたちが有意義な学習の時間を持てるよう、少人数学級によるきめ細やかな指導や、学習指導方法の改善、学校施設・設備の整備などを推進し、学力の向上とともに、心も体も健やかに育つ環境を整えていきます。

事 業 名	事業の概要	担当課
少人数学習体制の 推進	創意工夫を活かして、より多様な指導形態や指導方法を展開するため、少人数の学習集団を編成して少人数授業などに積極的に取り組む学校に対しての教員定数の加配を道教委に要望していきます。  【これまでの取組】 機会あるごとに、道教委に要望しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課
学校支援地域本部事 業 (再掲)	地域住民や東京農業大学、各高校と連携し、市内小中学校等と地域住民や学生との交流を深め、教育力の向上を図るため、学校支援ボランティアを各学校に配置します。  【これまでの取組】  社会人をはじめ東京農業大学の学生を配置し、登下校の安全確認、体育の授業、部活動の支援などを実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	社会教育課
コミュニティ・ スクール推進事業 【新規】	学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域 住民が参画できるコミュニティ・スクールの導入を 行います。令和元年度においては、西部地区2校と 東部地区3校、呼人地区1校において学校運営協議 会を設置し、令和2年度からはすべての小中学校に おいて学校運営協議会を設置し、コミュニティ・ス クールを導入します。(令和元年度から)	学校教育課

事 業 名	事業の概要	担当課
特色ある学校づくり推進事業	総合的な学習の時間などに、地域、学校との連携・協力による多様な体験活動を推進するため、必要な物品購入などに係る経費を補助します。  【これまでの取組】 学校規模に応じた配当を行い、必要な教材を使った指導を行っているほか、スクールバスを利用した施設訪問などの活動を支援しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課
家庭児童・教育相談事業	家庭児童・教育相談員が、いじめなどを理由とする不登校、児童虐待、発達の凸凹や障がい、外国につながる子どもの問題など、子どもや保護者の様々な悩みや不安について、家庭・学校を含めた、きめ細かな対応を行うため、学校、北見児童相談所及び地域の関係機関との連携を図りながら、相談・助言・指導を行います。  【これまでの取組】 児童相談所・学校・要保護児童対策地域協議会と連携しながら、児童や保護者の支援を行っています。 また、クリオネ学級通級児童・生徒のサポートなども行っています。 【今後の方向性】 今後とも、支援の必要な児童や保護者の支援を図っていきます。	学校教育課子育で支援課
確かな学力を育む教 育活動の充実	教材教具の整備や学習指導の工夫・充実により、学ぶことの楽しさや意義を教えた上で学ぶ意欲を育むとともに、「生きる力」の1つである学力の基礎・基本を確実に定着させるための教育活動の充実を図ります。  【これまでの取組】 学校規模に応じた配当を行い、学校活動において必要な教材整備を支援するほか、学力テスト知能テスト経費を負担することで基礎学力の定着度を把握し、児童・生徒一人ひとりの能力に応じた指導に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課

事 業 名	事業の概要	担当課
ー人ひとりに応じた きめ細やかな指導の 充実	望ましい学習習慣を身につけさせるとともに、一人ひとりの学習状況や教育的ニーズを的確に把握した上で、少人数学級や習熟度の程度に応じた指導、ティーム・ティーチングなどわかる授業の推進に向けた、きめ細かな学習指導の充実を図ります。  【これまでの取組】 平成24年から網走市学力向上推進委員会を設置し、統一した「家庭学習の手引き」を作成するなど、すべての児童・生徒に「確かな学力」を身につけることができるよう取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課
国際理解教育	英語指導助手や英会話指導員を配置し、実践的な英語力を身につけるとともに、多様な文化の尊重や平和を求める意識を養う国際理解教育を推進する学習指導の充実を図ります。  【これまでの取組】 英語指導助手は市内中学校に、英会話指導員は、市内小学校及び要望がある幼稚園・保育園で学習指導又は支援を行っています。また、英会話指導員は、エコーセンター2000で登録しているサークル等へ英会話の指導も実施しています。 【今後の方向性】 令和元年8月から、英語指導助手を増員し、市内小学校の英語教育を充実させます。	学校教育課社会教育課企画調整課
情報教育の充実	情報を適切に活用・対応することができるよう、情報モラルを身につけるとともに、パソコンなどを有効に活用した学習機会の充実を図ります。  【これまでの取組】  小中学校普通教室に大型テレビ及び実物投影機、 小中学校特別支援学級及び小学校普通教室にiPad、 さらに小学校に無線LAN環境を整備することで、情報教育の充実に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課

事 業 名	事業の概要	担当課
	感性豊かな心を育み、たくましく生きる力を形成するとともに、自立して社会で生きていくための基礎を学び、自己を見つめ自らの生き方を考えながら、主体的に進路を選択・決定できるよう、キャリア教育の充実を図ります。	
夢や希望を育むキャリア教育の推進	【これまでの取組】 市内中学生を対象に、夢や人生などをテーマにした文化講演を開催しています。また、あばしり学講座では地域学として様々な学習機会を1年間通じて提供しています。 【今後の方向性】 今後も内容を改善・検討し、継続して事業を実施していきます。	社会教育課商工労働課
	心に響く道徳教育、人権教育、福祉教育、体験活動、 ボランティア活動などを通して、規範意識を育み、 思いやりの心や豊かな人間性を育むための教育活動 の充実を図ります。	
豊かな心を育む教育活動の充実	【これまでの取組】 豊かな心を育てる活動推進会議に網走市が補助金 及び事務局としてかかわり支援をしています。同団 体は市内小中学校の全児童・生徒から標語を募集し、 優秀作品を掲載したポスターカレンダーを作成し、 全児童・生徒に配布しています。また、市内の全小 中学校から代表者が集まり意見発表会を実施し、そ の中から優秀者をオホーツク地区大会となる少年の 主張へ推薦し出場しています。 【今後の方向性】 今後も団体への支援を通じ、豊かな心を育む教育 活動の充実を図ります。	社会教育課

事 業 名	事業の概要	担当課
豊かな感性を醸成する教育活動の充実	豊かな感性や表現力・創造力を身につけさせるため、学校図書館を活用した読書活動の推進や優れた芸術・文化に触れ親しむ機会の充実を図ります。  【これまでの取組】 オホーツク・文化交流センター芸術文化事業を実施し、年間3~4公演の鑑賞機会を提供しています。また、年に1度、幼児から小学校低学年のファミリーを対象としてファミリー劇場を実施し芸術の鑑賞機会を提供しています。市立図書館は学校図書館と連携しながら読書活動の推進に取り組んでいます。 【今後の方向性】 今後も演目や内容の検討をしながら、優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するなど、芸術・文化に触れ親しむ機会の充実を図ります。市立図書館は学校図書館との連携に引き続き取り組みます。	社会教育課 図書館 博物館 学校教育課
地域から学ぶふるさと教育の推進	地域に対する愛着や誇りを持つことができるために、地域の人材、自然、歴史、産業、産物などの教育資源を活用したふるさと教育の充実を図ります。  【これまでの取組】 市立図書館では、ふるさと網走や北海道で取り組まれている地域活動や事業を紹介することにより、市民の地域活動に対する周知・理解を高める一助となることを目的とし、小中学生にもわかりやすい内容の企画展示「ふるさと学習展」を、様々なテーマで年間4回程度行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	社会教育課 図書館 博物館 学校教育課
社会への関心を高める教育の推進	地域や社会への関心を高め、地域や社会のためにできることを自ら考え、自ら実践するために、ボランティア活動や環境教育などの学習機会の充実を図ります。  【これまでの取組】 各学校において、清掃活動や除雪ボランティアなどに取り組んでいます。また、校長会教頭会においても活動の充実を図るよう指導しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課

事 業 名	事業の概要	担当課
	情熱を持った教職員を確保するとともに、教職員の 使命感や責任感を高め、高い指導力を備えるための 研究・研修の充実を図ります。	
教職員の資質向上に向けた研修の充実	【これまでの取組】 指導力のある教職員の配置については、各学校の 要望を北海道教育委員会に要請し、教育環境の充実 を図るよう取り組んでいます。また、すべての学校 で公開研究会を開催することで、教職員の研究研修 の充実を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課
	子どもが安全で安心して学べる教育環境を確保する ため、学校施設・設備などの安全性・快適性・機能 性を向上させるとともに、通学環境の充実を図りま す。	
安全で安心して学べる教育環境の充実	【これまでの取組】 必要に応じて学校施設・設備の改修を行うことで、学校環境の安全性、快適性の確保を図っています。 通学路についても、随時学校要望等を道路管理者に伝え、改善を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課

#### 基本施策3 家庭や地域の教育力の向上

次代を担う子どもたちがいきいきと健やかに成長できるようにするためには、 家庭を基盤に学校や地域が連携して子どもの育成環境を総合的に整えることが 必要です。

子育ての基本は家庭にあることを認識し、親自身が子どもを教育する力を身に付けることを支援し、その家庭を支える地域の力を育てる支援をします。

事 業 名	事業の概要	担当課
	スクールカウンセラー及び家庭児童・教育相談員を配置し、児童・生徒、不登校児、保護者などに対する相談や支援を行います。 不登校児童・生徒に対して適切な教育相談、適応指導、学習指導などの指導や援助を行い、集団生活への適応や学校生活への復帰を促すため、適応指導教室を設置します。 また、不登校・いじめなどの問題に関する現状把握と対応策を検討し、児童・生徒への適切な指導や援助を行うために「生活指導連絡協議会」を開催します。	
不登校児童などへの相談・指導事業	【これまでの取組】 北海道教育委員会から派遣されたスクールカウンセラー及び網走市が委嘱するスクールカウンセラーがすべての小中学校でカウンセリングを行い、児童・生徒や保護者、教職員の相談に対応しています。家庭児童・教育相談員3名による相談体制のほか、適応指導教室(クリオネ教室)に指導員1名を配置し、きめ細やかな対応を行っています。また、生活指導連絡協議会で小中高校及び警察や市など関係機関による情報交換を行い、問題点や課題解決に向けて情報共有を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課

事 業 名	事業の概要	担当課
家庭教育学級	子どもの発達段階に応じて、親と子のふれあい教室 (1歳半~3歳の幼児を育てる親)、幼児を持つ親 の子育て講演会、家庭教育学級(小学校単位、中学 校単位、郡部校単位、父親対象)、家庭教育フォー ラムなど、家庭教育の教室・学級や講演会などを通 して、家庭教育のあり方や子どもの健やかな成長を 支援します。	
	【これまでの取組】 毎年、PTA連合会と網走市教育委員会が共催し、 毎回200名以上が参加する家庭教育フォーラムを開催しています。講演会の開催により家庭教育のあり 方や子どもの健やかな成長を支援します。 【今後の方向性】 今後も事業を継続し、家庭教育のあり方や子ども の健やかな成長を支援します。	社会教育課
まなびすと講座 (再掲)	地域課題など市民生活の向上にかかわるテーマや、市民に学んでほしいあるいは市民だけではなかなか取り組めないテーマを設定し実施します。  【これまでの取組】 「ウイルタ刺繍入門講座」を実施し、網走市の歴史文化を市民に継承しています。「原子模型を作ろう」では科学実験をしながら科学に親しむこころを育んでいます。そのほか、手作りみそ作りや能楽など生活課題や伝統文化などの講座を開設しています。 【今後の方向性】 今後もその時々に相応しいテーマを選び、改善・検討をしながら事業を継続します。	社会教育課

事 業 名	事業の概要	担当課
子どもと遊ぼう ボランティア隊 (再掲)	学校週5日制の実施により、地域社会全体で子どもたちの活動を支援する場の提供が求められていることから、子どもたちと楽しく活動するボランティア指導者を広く市民から募集し、定期的な活動を目指します。 ・活動場所 エコーセンター2000「児童学習室」・活動時間 土曜日・日曜日・祝祭日・長期休業日などの10時~17時の時間帯/1回90~120分  【これまでの取組】 登録した講師は「ロセトクラブ」での講師となり、講座を実施しています。毎月活動があり、講座・教室を開設することにより、地域全体で子どものための余暇活動を支援しています。 【今後の方向性】 今後も子どもたちと楽しく活動するボランティア指導者を広く市民から募集し、事業を継続します。	社会教育課

#### 基本施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

多感で影響を受けやすい時期に、性や暴力に関する過激な情報等の有害な環境を排除するため、地域と学校・家庭が連携して、関係業界に対する自主規制の働きかけを行い、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

事 業 名	事業の概要	担当課
	性や暴力などに関する過激な情報を内容とする雑誌、 ビデオなどの販売などに対し、青少年の健全育成にとって望ましい社会環境への浄化に向けて、学校、PTA、民生委員などの関係者が中心となった網走市青少年センター指導員が、青少年の健全育成・非行防止を目的に定期的な巡回指導を行います。	
青少年センター巡回 指導事業	【これまでの取組】 網走市青少年センター指導員が、市内を15地区に 分けて定期的な巡回指導を実施しています。また、北 海道青少年健全育成条例に基づく警察、道委嘱調査 員、青少年センター指導員による有害物等販売店など の立ち入り調査を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	社会福祉課

## 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

#### 基本施策1 子育でにやさしい生活環境の整備

安心して子どもを生み、育てるためには、安全に安心して生活ができる環境の確保が必要です。子どもや乳幼児と一緒の親子だけでなく、すべての人が安心して外出できるよう、多くの施設や交通機関において建物等のユニバーサルデザイン化、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備を行います。

また、子どもが身近な地域で、いつでも自由にのびのびとした遊びができるような遊び場の整備や子連れでも安心して外出できるように身近な地域環境の整備による住みよい地域づくりを推進していきます。

事 業 名	事業の概要	担当課
	公共施設について、エレベーター・手すりの設置、 車椅子用トイレの設置など、道路、公園、公共施設 などの段差解消やバリアフリー化を適宜すすめてい きます。	
バリアフリー化事業	【これまでの取組】 (都市整備課) 延長L=1,579m、11路線について歩道の段差解 消・バリアフリー化を実施しました。 (建築課) 市の発注する公共建築物に、エレベーター・ スロープ・手すり及び身体障がい者対応のトイレを 設置しました。 【今後の方向性】 今後も市の発注する施設については、バリアフ リー化に努めます。	建築課都市整備課
公共住宅などの整備	公共住宅(公営住宅)について、段差解消やバリアフリー化を含め、逐次必要に応じて整備を進めていきます。  【これまでの取組】 つくしケ丘第2団地において、平成28年度(1棟40戸)、平成30年度(1棟50戸)に供用開始した住棟において、エレベーター設置及びバリアフリー対応の整備を実施しました。 【今後の方向性】 今後も公共住宅(公営住宅)について、バリアフリーに対応した整備を進めるとともに、網走市公営住宅等長寿命化計画に基づき、潮見団地の建替及び、福祉対応の一環としてEV設置を実施していきます。	建築課

事 業 名	事業の概要	担当課
	子どもの身近な地域に、安全で自由に遊べる遊び場 や公園の整備・充実を進めます。特に、定期的な遊 具点検を行い、安全性の点検を進め、改善に努めま す。	
遊び場・公園の整備	【これまでの取組】 定期的な公園点検について継続して実施し、遊具 等の安全確保に努めています。 【今後の方向性】 定期的な遊具点検を継続して実施し、安全確保に 努めます。	都市管理課

#### 基本施策2 安全・安心まちづくりの推進

事故や犯罪の危険のない安心して生活できるまちづくりの推進は、子どもや子育て家族にとって重要な事業です。

子どもを犯罪の危険や交通事故の被害から守るために、保育園・幼稚園・認定 こども園・学校・児童館など子どもの関係施設の連携とともに、家庭、PTA、 町内会など地域住民の組織との連携の強化・充実を図り、市全体で防犯・安全体 制を強化していく必要があります。

また、地震や火災などの災害時に、子どもの生命を守ることを第一に、避難訓練や体制整備の充実を図り、緊急時に対応できるようにします。

交通事故から守るためには、通学路の点検・整備とともに、児童・生徒への交通安全用具の支給、チャイルドシートやシートベルトの着用指導の徹底など交通安全対策や、学校等での交通安全教育を推進します。

事 業 名	事業の概要	担当課
	町内会など地域からの要望により、通学路又は危険 箇所に防犯灯を設置し、維持管理を通して、犯罪な どの発生を未然に防止します。 【これまでの取組】	
防犯灯設置	防犯灯の維持については、業者による点検、市民からの通報等により速やかに対応しています。新規の設置については、地域からの要望を受け現場確認等を実施した上で可能な限り対応しています。 【今後の方向性】 町内会連合会の協力のもと、地区連合町内会ごとに防犯灯の適正配置を図り、町内会など地域による管理を推進し、故障等への迅速な対応により、適切な維持管理防犯灯の維持に努めていきます。	市民活動推進課学校教育課

事 業 名	事業の概要	担当課
	市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校、 養護学校を対象に「交通安全教室」を開催し、交通 安全についての講話や歩行・自転車の実技指導など を通して、交通事故を抑止するとともに、「交通安 全運動への参加」を通じて、交通安全意識の高揚を 図ります。	
幼児・児童に対する 交通安全教室	【これまでの取組】 幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校、養護 学校を対象に毎年度30回程度、交通安全教室を実施 しています。 また、各園、各校への呼びかけにより、交通案ゼ イン運動にも参加いただいております。 【今後の方向性】 引き続き推進を図ります。	市民活動推進課
チャイルドシートの利用促進事業	網走市交通安全協会にて「チャイルドシート」の貸し出しを行い、保護者の購入費用負担の軽減とチャイルドシートの利用促進を図ります。 【これまでの取組】 網走市交通安全協会と連携し、制度周知に努めています。また、協会運営費の一部補助により活動を支援しています。 【今後の方向性】 継続して「チャイルドシート」利用促進を図ります。	市民活動推進課
通学路の安全対策	通学路の安全対策のため、歩道の新設・改修を計画的に進めています。  【これまでの取組】  延長L=1,425m、9路線について歩道整備・改修を実施しました。 【今後の方向性】 引き続き、警察署、教育委員会、学校関係者、道路管理者(網走市)の合同点検による危険箇所の洗い出しに基づき、さらに対策を進めます。	都市整備課

事業名	事業の概要	担当課
キッズ・ゾーン (スクール・ゾーン) の設定 【新規】	国で所管保育所等の散歩等の園外活動等の安全を確保するため、施設等から半径500mを原則としてキッズ・ゾーン(幼稚園等はスクール・ゾーンという)の設定を推進されました。 保育所等を管轄する保育担当部局等が中心となり、道路管理者、警察等と協力しつつ、キッズ・ゾーン(スクール・ゾーン)の範囲内で実施するエリア対策等といった具体的な交通安全対策を進めていきます。(令和元年度から)	子育て支援課 市民活動推進課 都市整備課 都市管理課
不審者対応訓練	市内各小中学校において、不審者が侵入した場合を 想定した避難訓練を実施するとともに、網走警察署 の協力により、登下校中における不審者への対応な どについての講話を行います。 【これまでの取組】 日頃から「いかのおすし」の徹底などで、不審者 対応や被害防止の指導を行っているほか、スクール ガードリーダーの巡回や町内会等の協力で、登下校 の安全確保を図っています。また、網走警察署の協 力のもと、不審者対応訓練を実施し有事の際に対応 できるよう取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課
防犯ブザー支給事業	市内小学校に通学する児童の登下校中や校内などの安全確保を目的に、防犯ブザーを支給します。 【これまでの取組】 市内企業からの寄贈を受け、新1年生に防犯ブザーを支給しています。 【今後の方向性】 寄贈がない場合は市教委で整備し、毎年必ず防犯ブザーが支給されるよう取り組みます。	学校教育課

事 業 名	事業の概要	担当課
青少年センター巡回 指導事業	性や暴力などに関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオなどの販売などに対し、青少年の健全育成にとって望ましい社会環境への浄化に向けて、学校、PTA、民生委員などの関係者が中心となった網走市青少年センター指導員が、青少年の健全育成・非行防止を目的に定期的な巡回指導を行います。 【これまでの取組】 網走市青少年センター指導員が、市内を15地区	社会福祉課
(再掲)	に分けて定期的な巡回指導を実施しています。また、 北海道青少年健全育成条例に基づく警察、道委嘱調 査員、青少年センター指導員による有害物等販売店 などの立ち入り調査を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	
	防犯協会、町内会、民生委員・児童委員、関係団体	
	などの「地域の子どもは地域が守る」ための、パトロール、街頭啓発や啓発活動など、自主的な防犯活動を支援していきます。	
地域防犯活動	【これまでの取組】 防犯協会、町内会、民生委員・児童委員、関係団 体などによるパトロール、街頭啓発や啓発活動など、 犯罪や交通事故の抑止活動を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	市民活動推進課社会福祉課
	事件や事故などから自らを守ることや、災害時や不 審者との遭遇時に安全かつ的確な行動をとることが できるよう、安全教育の充実を図ります。	
自己の安全を守る安全教育の推進	【これまでの取組】 校長会、教頭会において瞬時に対応できるよう指導し、交通安全教室や防災訓練を実施することで児童・生徒が日頃から対応できるよう取り組んでいます。 【今後の方向性】	学校教育課
	引き続き実施していきます。	

事 業 名	事業の概要	担当課
	子どもが安全で安心して学べる教育環境を確保する ため、学校施設・設備などの安全性・快適性・機能 性を向上させるとともに、通学環境の充実を図りま す。	
安全で安心して学べる教育環境の充実(再掲)	【これまでの取組】 必要に応じて学校施設・設備の改修を行うことで、学校環境の安全性、快適性の確保を図っています。 通学路についても、随時学校要望等を道路管理者に伝え、改善を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課

### 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

#### 基本施策1 子どもと子育てについての意識改革の推進

性別にかかわらず、誰にとっても、子育てと仕事は二者択一ではなく、両立できることが当然でなければなりません。

ニーズ調査からも、父親の回答者の約8割がフルタイムで就労をしており、他方で、母親がフルタイムで就労している割合は、就学前児童の保護者で19.4%、小学生の保護者で23.6%となっています。

今後は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の観点からも、性別による固定化された役割分担意識等を見直し、一人ひとりがそれぞれの価値観に基づく自己実現を達成できるよう、地域社会で支援していくことが大切です。

事 業 名	事業の概要	担当課
男女共同参画プラン情報誌発行事業	網走市男女共同参画プランの推進のため、市広報紙に男女共同参画コーナー「ひゅ〜ら」を設け、 <u>男女</u> 共同参画に関する情報を提供し、市民意識の醸成を 図ります。 【これまでの取組】 毎月市広報紙に男女共同参画コーナー「ひゅ〜ら」 を掲載しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	企画調整課
広報・啓発活動の推進	現在、労働実態調査、女性労働実態調査を隔年で実施しており、これら調査時に、育児休業制度など子育て支援に関するパンフレットを同封し、企業などに対して、育児休業の普及促進など子育て支援の意識啓発を行います。	商工労働課

## 基本目標6 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

#### 基本施策1 児童虐待防止対策の充実

核家族化や近所付き合いの希薄化などにより、子育て家庭の孤立化が進み、親の育児不安が増大する中、子どもへの虐待が大きな問題となっています。

児童虐待の防止には、その家庭だけの問題と捉えるのではなく、民生委員・児童委員、主任児童委員等をはじめ、地域社会全体で子どもの異変などに気づき、 支援をしていくことが必要です。

事 業 名	事業の概要	担当課
児童虐待防止に関する相談事業	家族や地域を始め、子どもにかかわる様々な関係者からの児童虐待に関する相談や情報をもとに、市家庭児童・教育相談室では、北見児童相談所、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、児童館、保健センター、医療機関、家族、地域及び民生委員・児童委員などの関係機関と連携・協力しながら、必要な調査を行い、虐待防止と子どもの保護の推進に努めます。  【これまでの取組】 家族や地域、学校などから寄せられた相談や情報から個々のケースに応じて、関係機関と情報を共有、支援体制を構築し、対応しています。 【今後の方向性】 不測の事態を招かないよう、今後とも事業を継続します。	子育て支援課
児童虐待防止ネット ワークづくり (子どもを守る地域 ネットワーク機能強 化事業)	市の保健・福祉・教育担当や関係機関職員によるケースワークチームにより、児童虐待防止に関する情報を得た際に要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)を開催し、児童虐待の予防及び早期発見を行います。  【これまでの取組】 関係機関と連携しながら、児童虐待の防止と早期発見を図っています。 【今後の方向性】 不測の事態を招かないよう、今後とも事業を継続します。	子育て支援課

事 業 名	事業の概要	担当課
養育支援訪問事業等 の実施 (再掲)	本市においては新制度における養育支援訪問事業等は実施していませんが、養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問して、養育に関する指導や助言を行い、保護者の養育能力を向上させるための相談支援などを、関係機関と協力して実施していきます。	健康推進課

#### 基本施策2 ひとり親家庭への支援

近年、離婚率の上昇等により、ひとり親家庭は増加の傾向にあり、経済情勢の厳しい中で、特に母子家庭は経済的に厳しい状況に置かれています。

親の経済状況が子どもの現在の生活だけでなく、将来に大きく影響を与えており、生活支援、就業支援、経済的支援等に取り組んできましたが、今後も、ひとり親家庭の親と子どもが安心して生活していけるよう、各種取組を充実していきます。

事 業 名	事業の概要	担当課
	父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。	
児童扶養手当支給事業	【これまでの取組】 法令等に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進に資するため実施しています。 【今後の方向性】 法令等に基づき、実施していきます。	子育て支援課
	ひとり親家庭(母子家庭や父子家庭など)の医療費の うち保険診療の自己負担額を助成し、母や父の健康維 持と児童の健全な育成を支援します。	
ひとり親家庭等医療 費助成制度	【これまでの取組】 ひとり親家庭の中学卒業までの子どもの入院費等 を無償化し、充実を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課

事 業 名	事業の概要	担当課
母子家庭等自立支援給付金支給事業	ひとり親家庭のお父さん・お母さんの就労・自立のために、経済的支援や就労できる環境づくりを応援します。  【これまでの取組】 母子家庭及び父子家庭を対象とし、経済的支援等を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
災害遺児等福祉手当 支給事業	交通事故、海難、労働事故又は天災により扶養者が死亡した場合又はその他の理由により父母と離別した児童(18歳未満)の養育者に対し、児童の健全育成と福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。  【これまでの取組】 就学前の児童には月2,000円、小中学生は月2,500円、高校生には月3,000円支給しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	現に児童を扶養しているひとり親や寡婦の方に、経済的自立の助成や児童の福祉の増進を目的として、学校・就職・生活・住宅などに関連した各種資金を貸付します。  【これまでの取組】 母子家庭及び父子家庭を対象として、各種資金の貸付を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課
母子・父子自立支援 員の配置	母子・父子自立支援員を配置し、母子・寡婦家庭や父子家庭への支援、自立に必要な情報提供を行います。 【これまでの取組】 ひとり親家庭等の経済的な相談や子どもの養育に 関する相談に対し、支援を行っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	子育て支援課

#### 基本施策3 障がい・発達に凸凹のある子どもへの支援

発達に凸凹や障がいのある子どもが、地域で安定した生活を送るためには、それぞれの発達段階において、専門的な支援を受けることが重要です。教育、福祉、 医療等の各種施策の円滑な連携により、より充実した総合的な支援が求められています。

支援の必要な子どもの健全な発達を促し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするために、今後も一人ひとりの多様なニーズに応じた支援を実施していきます。

事 業 名	事業の概要	担当課
特別保育事業	障がいのある児童に合わせた支援を行いながら集団 生活を送ることができるように、障がい児を受け入 れている認可保育所に対し、保育士の加配を行いま す。	
(障がい児保育) (再掲)	【これまでの取組】   各園で特別な対応が必要と思われる児童に対し、保育士の適切な加配により保育を実施しています。 【今後の方向性】 ニーズに応じて今後も実施していきます。	子育て支援課
	発達支援センターにおいて、心身に障がいのある児 童や発達に凸凹が見られる幼児への支援や保護者へ の助言を行います。	
発達支援センター運 営事業	【これまでの取組】 児童発達支援事業所(網走市こども発達支援センターふわり)において、発達支援指導員による専門的な指導や保護者の相談にも応じ、助言も行っています。 【今後の方向性】 近年発達支援のニーズが増しています。令和2年度に言語聴覚士の配置を予定しており、より正確な助言・支援が行えるよう引き続き実施していきます。	子育て支援課

事 業 名	事業の概要	担当課
通級指導教室(小学校)	発音や聞こえなど言葉に障がいのある児童のため、中央小学校内に通級指導教室を設置します。 【これまでの取組】 中央小学校の通級学級に指導教員4名を配置し、 市内小学校からの相談に応じ通級児童を受け入れ、 指導改善に取り組んでいます。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障がいのある 20 歳未満の児童で、日常生活上常時特別な介護を必要とする方に手当を支給します。  【これまでの取組】 重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当の支給を行いました。 【今後の方向性】 今後も、重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当の支給を行います。	社会福祉課
障がいの早期発見・ 早期療育事業	乳幼児健診・相談を発達の凸凹や障がいの早期発見の機会として位置づけるとともに、発達相談など早期療育につなげていく事業の充実を図ります。  【これまでの取組】 乳幼児健診を発達の凸凹や障がいの早期発見の機会とし、必要時発達相談を実施するなど、こども発達支援センターと連携を取りながら早期療育につなげてきました。1歳半健診は年12回、3歳児健診も年12回実施しています。 【今後の方向性】 活動を継続し、事業の充実を図ります。	健康推進課
5歳児健康相談事業 【新規】 (再掲)	基本的な生活習慣が確立し、社会性を身につける重要な時期である5歳の時期に相談を行なうことで、現行の健診では限界があるとされる発達障がいの発見の機会とし、就学期をスムーズに迎える準備を始める契機とします。(令和元年度から)	健康推進課

事業名	事業の概要	担当課
障害者総合支援法及 び児童福祉法による 福祉サービス	児童福祉法による児童発達支援、放課後等デイサービス、障害者総合支援法によるホームヘルプサービス、日中一時支援事業など障がいのある児童の身近なところでのサービス提供を充実していきます。  【これまでの取組】 障害者総合支援法による「居宅介護」「行動援護」「短期入所」「補装具等給付」及び「育成医療」「移動支援」「日中一時支援」のサービス提供が行われています。また、児童の通所サービスとして、「児童発達支援」と「放課後等デイサービス」等については、当市では3事業所によりサービスの提供が行われています。 【今後の方向性】 今後も、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定されるサービスについて、その目的に応じて支援を	社会福祉課
児童発達支援事業の実施	必要とする障がい児に対し、適切な提供を継続していきます。  身近な地域の障がい児支援の拠点として、地域で生活する障がい児やその家族への支援などを実施します。  【これまでの取組】 児童発達支援事業所(網走市こども発達支援センターふわり)において、発達支援指導員による専門的な指導や保護者の相談にも応じ、助言も行っています。	子育て支援課
	【今後の方向性】 引き続き実施していきます。 一貫した指導や支援が行われるよう、医療・保健・福祉・教育などの関係機関が組織的に連携し、教育相談室や適応指導教室とも連携をしながら、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりの状況に合わせた社会参加と自立に向けて、特別支援教育体制の整備を図ります。	
一人ひとりの教育的 ニーズに応じた特別 支援教育の推進	【これまでの取組】 教育支援委員会において、関係機関との連携により児童・生徒の状況に応じた適切な教育環境の判定や各学校コーディネーターによる児童・生徒の把握により、一人ひとりの状況に最適な環境の把握を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課

事 業 名	事業の概要	担当課
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいのある 20 歳未満の児童を監護している父又は母などに、手当を支給します。 【これまでの取組】 継続して、精神又は身体に障がいのあるお子さんを対象に手当を支給しています。 【今後の方向性】 引き続き、実施していきます。	子育て支援課
網走市障がい児福祉 サービス利用者負担 金軽減事業 【新規】	保護者の経済的負担をなくし、安心して子育てできる環境を提供する子育て支援策として、18歳未満の障がい児に対する福祉サービス全般(児童福祉法及び障害者総合支援法に基づくすべてのサービス)の利用者負担無償化(利用者負担助成)を行います。(令和元年度から)	社会福祉課
障がい者スポーツ 教室開催事業 (再掲)	障がいのある方が、毎月 1 回身体の状態に応じたスポーツを行うことにより、身体を動かす喜びを体感してもらうとともに、活動の場を広げ、さらに健康増進・体力向上を図ることを目的に開催します。  【これまでの取組】 毎月1回スポーツ事業を実施しています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	スポーツ課
幼児教育・保育の質 向上事業【新規】 (再掲)	幼児教育・保育無償化に合わせて、支援が必要な園児へのサポート体制を充実させるため、これにかかる経費の一部を助成し、園の質向上を図ります。 (令和2年度から)	子育て支援課

#### 基本施策4 困難な状況にある子どもへの支援

いじめ、ひきこもりや不登校などは、学校だけでは解決できる問題ではないため、相談及び支援体制を強化し、家庭だけで抱え込むことがないように、関係機関で連携して支えていきます。

また、子どもが、交通事故、犯罪、いじめ、災害等の被害によって心身の危機 を体験しダメージを受けた場合に、再び社会で楽しく過ごせるように立ち直りを 支援していきます。

事 業 名	事業の概要	担当課
不登校児童などへの	スクールカウンセラー及び家庭児童・教育相談員を配置し、児童・生徒、不登校児、保護者などに対する相談や支援を行います。 不登校児童・生徒に対して適切な教育相談、適応指導、学習指導などの指導や援助を行い、集団生活への適応や学校生活への復帰を促すため、適応指導教室を設置します。 また、不登校・いじめなどの問題に関する現状把握と対応策を検討し、児童・生徒への適切な指導や援助を行うために「生活指導連絡協議会」を開催します。	
相談•指導事業(再掲)	【これまでの取組】 北海道教育委員会から派遣されたスクールカウンセラー及び網走市が委嘱するスクールカウンセラーがすべての小中学校でカウンセリングを行い、児童・生徒や保護者、教職員の相談に対応しています。家庭児童・教育相談員3名による相談体制のほか、適応指導教室(クリオネ教室)に指導員1名を配置し、きめ細やかな対応を行っています。また、生活指導連絡協議会で小中高校及び警察や市など関係機関による情報交換を行い、問題点や課題解決に向けて情報共有を図っています。 【今後の方向性】 引き続き実施していきます。	学校教育課

事 業 名	事業の概要	担当課
家庭児童·教育相談 事業 (再掲)	家庭児童・教育相談員が、いじめなどを理由とする不登校、児童虐待、発達の凹凸や障がい、外国につながる子どもの問題など、子どもや保護者の様々な悩みや不安について、家庭・学校を含めた、きめ細かな対応を行うため、学校、北見児童相談所及び地域の関係機関との連携を図りながら、相談・助言・指導を行います。  【これまでの取組】 児童相談所・学校・要保護児童対策地域協議会と連携しながら、児童や保護者の支援を行っています。 また、クリオネ学級通級児童・生徒のサポートなども行っています。 【今後の方向性】 今後とも、支援の必要な児童や保護者の支援を図っていきます。	学校教育課子育で支援課

#### 基本施策5 子どもの貧困対策

平成27年の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は13.9%であり、およそ7人に1人が貧困の状態にある状況です。子どもの貧困は、子どもの将来を大きく制限し、社会的に不利な状況が親から子へと受け継がれる傾向がありまます。

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を推進していきます。

事 業 名	事業の概要	担当課
保育所使用料の軽 減	市では国の定める水準の保育料の階層区分を細分化し、階層間の保育料を段階的にすることで保育料を軽減しています。また、3歳以上児の保育料については、「幼児教育・保育無償化」により保育料が無料となりました。(令和元年10月から)	子育て支援課
多子世帯の保育料 軽減支援事業	保育所等を利用する3号認定子どものうち、市町村民税所得割合計額が169,000円未満の世帯(年収640万円未満相当の世帯)の保育所等を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化します。(平成29年度から)	子育て支援課
小中学校就学奨励 事業	学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、給食費、新入学児童・生徒学用品費、体育実技用具費、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費の扶助を実施します。 また、要保護者に対する修学旅行費の扶助、そして学校保健安全法第24条及び同法施行令第8条に定める疾病の治療に要した費用の援助を実施します。	学校教育課
賃貸住宅家賃支援 補助金 【新規】	低所得の子育て世帯専用住宅として登録された民間 賃貸住宅へ入居する子育て世帯への、家賃支援を行い ます(賃貸人へ家賃低廉化費用を補助)。 (平成30年度から)	建築課
賃貸住宅改修補助 金 【新規】	低所得の子育て世帯専用住宅として登録された民間 賃貸住宅の改修費の補助を行います。 (平成30年度から)	建築課
奨学資金貸付事業	能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学 困難な学生に奨学金及び入学準備金を貸付け、社会の 有用な人材を育成します。	学校教育課

事 業 名	事業の概要	担当課
	幼稚園教育の振興と父母の経済的負担を軽減するために、幼稚園児のいる世帯を対象に、幼稚園が入園料・保育料の一部を減免した場合に、網走市が幼稚園に補助を行います。	
私立幼稚園就園奨 励費補助事業 (再掲)	【これまでの取組】 第2子1/2、第3子無料に向けた国の補助限度額の 引き上げに合わせ、制度を拡大した中で取組を進めています。 【今後の方向性】 子ども・子育て支援新制度において、施設型給付に 移行する幼稚園を利用する1号認定子どもについて は保育料が応能負担となり、就園奨励費補助金の対象 外となります。平成31年4月時点では市内に対象施 設はありませんが、引き続き事業を実施していきま す。	子育て支援課
児童扶養手当支給 事業 (再掲)	父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。  【これまでの取組】  法令等に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進に資するため実施しています。  【今後の方向性】  法令等に基づき、実施していきます。	子育て支援課

<i>3</i> 7	第5章	計画	の推進
------------	-----	----	-----

### 第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

#### 1 連携による施策の推進

計画の推進にあたっては、すべての市民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。

市民、地域、事業者をはじめ社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識 づくりに向けて、様々な機会を通じて市民の理解を深め、連携・協力を図るよう 努めていきます。

多様化した子育て支援に関する市民ニーズにきめ細かく対応していくために は、行政側からの一方的なサービス提供だけでは困難です。

本計画にかかわる多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、子どもを含む市民やNPO、地域の各種関係団体などが連携し、施策を推進していきます。

#### 2 庁内における推進体制の充実

本計画における施策・事業は、保健・福祉関係部局、教育関係部局など、様々な部局に及びます。

市民に効率的かつ効果的なサービスを提供するため、関係各部局の役割分担と連携により、施策の効果的な推進を図ります。

#### 3 役割分担

関係主体それぞれの役割分担は、下記のとおりとします。

関係主体	役割
	1.子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、
	子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子育
	て支援事業を総合的かつ計画的に行う。
	2. 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、
網走市	及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども子育て支援を円滑に
	利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整そ
	の他の便宜の提供を行う。
	3. 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護
	者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育
	及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供され

関係主体	役割
	るよう、その提供体制を確保する。
	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要
北海塔	な助言及び適切な援助を行う。
北海道	特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要
	な施策を講じる。
国	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じる。
	雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生
事業主	活との両立が図られる雇用環境を整備する。
	国又は北海道や網走市が講ずる子ども・子育て支援へ協力する。
市民	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、
(NPO等含む)	国又は北海道や網走市が講ずる子ども・子育て支援へ協力する。

### 第2節 計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や道など関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で、必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めていきます。

このため、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、市民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。



## 第1節 子ども・子育て会議委員・事務局名簿

### 1 網走市子ども・子育て会議委員名簿

選出区分	役職	氏名		所属	備考
教育関係団体 (2名)		片桐	聡	網走市校長会	H31.3.31 まで
		薮下	-2	網走市校長会	H31.4.1 から
		湯浅	桂也子	網走市 PTA 連合会	H31.3.31 まで
		加藤	由佳里	網走市 PTA 連合会	H31.4.1 から
幼稚園保育関係	副会長	大林	晃	網走市私立幼稚園連合会	
団体(2名)	会長	吉岡	美代	いせの里保育園	
福祉関係団体 (2名)		山中	淳	網走市社会福祉協議会	
		片谷	智和	北海道民生委員児童委員連盟網走支部	
保健医療団体 (1名)		山根	伸也	網走市健康推進員協議会	
労働者代表 (1名)		結城	慎二	日本労働組合総連合会北海道連合会網 走 地 区 連 合 会	
		伊藤	英雄	社会教育委員	R1.9.4 まで
学識経験者		小堀	幹子	社会教育委員	R1.9.5 から
		木曽	厚子	網走市町内会連合会	R1.9.4 まで
		酒井	利彰	網走市町内会連合会	R1.9.5 から
事業者代表		大友	謙一	網走厚生病院	R2.1.31 まで
(1名)		(欠	員)	網走厚生病院	R2.2.1 から
子育て当事者 (2名)		園田	裕美	一般公募	R1.9.4 まで
		相場	美和	一般公募	R1.9.4 まで
		朝隈	真世	一般公募	R1.9.5 から
		菅原	妃恵	一般公募	R1.9.5 から

(順不同・敬称略)

## 2 網走市子ども・子育て会議事務局名簿

所属		平成 30 年度		令和元年度
健康福祉部長	岩原	敏男	桶屋	盛樹
健康福祉部子育て支援課長	清杉	利明	清杉	利明
学校教育部学校教育課長	永倉	一之	小松	広典
健康福祉部健康推進課長	田紅	浩一	永森	浩子
健康推進課子育て支援課 こども家庭係長	相内	雅樹	相内	雅樹
健康推進課子育て支援課 こども家庭係	大谷	卓也	青木	弘也

## 第2節 計画策定の経過

本計画書は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第61条の規定の「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、法77条第1項の規定に基づき設置した、網走市子ども・子育て会議の審議を経て策定したものです。

	開催日	主な内容		
第1回	平成30年11月12日	【議事】		
		・アンケート(ニーズ)調査の実施について		
第2回	令和元年9月27日	• 委員選出、委嘱状交付		
		・会長、副会長の選出		
		【議事】		
		・アンケート(ニーズ)調査集計結果について		
		・前計画の総括について		
		・計画骨子案の提示		
		• 「幼児教育 • 保育無償化」制度説明		
第3回	令和元年 11 月 28 日	【議事】		
		・計画素案の提示		
		・計画への質疑応答		
第4回	令和2年2月27日	【議事】		
		・計画原案の提示、最終調整		

# 第2期網走市子ども・子育て支援事業計画 【第1部】

令和2年3月発行

発行者 網走市 編集 網走市健康福祉部子育で支援課 〒093-8555 北海道網走市南6条東4丁目 電話:0152-44-6111